

帝国と国民国家

木
村
雅
昭

目次

- 第一章 帝国支配の構造
- 第二章 国家原理と帝国原理の交錯
—— 中世から近代へ ——
- 第三章 絶対主義国家から国民国家へ
- 第四章 ナショナリズムの論理
- 第五章 多民族帝国とその解体
—— ハプスブルク帝国の場合 ——
- 第六章 コスモポリタン帝国
—— ヨーロッパ統合 ——

第一章 帝国支配の構造

洋の東西を問わず、帝国なるものはすこぶる重要な歴史的使命を有している。東アジアにおける中国を中心とする国際システムは、近代の初頭に至るまで圧倒的な影響力を発揮し、この地域にまがりなりにも平和と繁栄をもたらして

きた。それはたんに国家秩序であるばかりでなく、世界の中心に位置する中華帝国 (Middle Kingdom) を中心とした一つの文明世界にほかならない。他方、その対極にはローマ帝国が、これまた一つの文明世界としてヨーロッパから小アジアの広い地域に君臨し続けてきた。

もとより中華帝国とローマ帝国という、この二つの巨大帝国は、必ずしもその統治構造を同じくしていたわけではない。中華帝国の場合、早くから官僚制が発達し、それが帝国支配システムの中枢を構成していたのに対して、ローマ帝国の場合、都市連合の性格を後の時代まで保ち続けており、それが官僚制の発達の抑制原因として作用した。こうした点に注目してドミニク・リーベン⁽¹⁾は、皇帝の絶対権力が確立したローマ帝国末期においてもなお、同じ時期の中国の官僚の四分の一しかいなかったと述べている。また中国においては習俗や礼儀作法といったものが重きをなしていたのに対してローマ帝国の場合、なんといっても法こそが決定的に重要である。このように両帝国は、その統治のあり方を異にしていたものの、いずれもは自らを文明世界の中心に位置するものと認め、自己の文化的優越性に揺るぎなき自信を抱く一方、自らの文明を受け入れる限りその出自にかかわらず、人々をエリートへと取りたてることとなったのである。

「ローマ、中国の両帝国は同化主義を採用した。重要だったのは文化、振る舞い、ライフスタイルであって、ローマや中国の文化や風習を受け入れれば、帝国のエリートになることもできたのである。紀元三世紀初めには、ローマ人ももちろんイタリア人ですら、元老院あるいは騎士階級で多数を占める存在ではなかった。皇帝にもイタリア以外の出身者が就任するようになった。アフリカ出身の黒人に対する偏見もなかったようだ。一方、中国も数世紀にわたって、当の中国に対する野蛮な征服者たちを含む異邦人を同化させていった。もっとも、とりわけ外国による征服や国内の混乱のために中国の自信が揺らいだ場合には、こうした同化への意欲が低下し、外国人嫌悪や民族の誇りが際立った。しか

し、概して中国人であるか否かを決めたのは文化だった⁽²⁾」とリーベンは述べている。

ローマ帝国の場合、ローマ帝国の市民であることは、ローマ法のもとで生きることであり、そしてこのローマ法なるものが、人間理性を体现するものと位置づけられていた以上、ローマ的世界は普遍性を兼ね備えたものである。換言すればローマ法とは、たんに平和と秩序を保障するものではなくて、人々の生活を理性的なものへと仕立てあげるものにほかならない。そのことは文明＝Civilizationなる言葉が、ローマ法のもとで人々が暮す「ローマの市民共同体」civitasに起源したことに端的に表現されている⁽³⁾。

他方、中国の場合、彼らが奉ずる礼、すなわちあるべき社会のあり方とそこでの人間の振る舞い方は普遍妥当性を有するものと位置づけられていた。それゆえに礼にかなった行動をなす限り、その出自にかかわらず人々は紳士たり得る資格を有するものである。それと同時に四書五経は一切の知識の源と位置づけられていた。この意味で、四書五経を学び科挙の試験に合格した文人が、その出自にかかわらず、統治の任にあたったことには、中華帝国の帝国的特質が端的に表現されている。それは人々を教化せんとする統治であり、武力ではなくて文化的な力に依拠することによって人々を教化善導せんとするものである。

また広大な中華帝国に統一王朝を樹立するに際して、漢字が大きな役割を演じていたことにも、この帝国の特質の一端をうかがうことができるであろう。それは漢字が表音文字ではなくて表意文字であったことに由来するものである。表音文字の場合、地域によって、あるいは時代によって発音が異なるのに従って、異なる言語圏が形成され、それに伴い政治的な分裂に見舞われる可能性が生じてくる。それに対して表意文字の場合、ひとたび文字が形成されるや、文字は持続的な生命力を有することとなり、発音の変化が言語的な違いへと凝結し、政治的な分裂に至りつく可能性ははるかに小さかったといえよう⁽⁴⁾。

したがって中国史を概観するとき、北方の草原を駆け回る遊牧民が繰り返し中原の地に侵入してきても、ほどなく中華帝国が再興されることとなったのも決して不思議でない。それはこれらの蛮族がいつとはなしに中国文化に同化されたためであり、漢字と科挙の試験に依拠して時を経ずして文化的な再統合が成し遂げられたがためである。それに対してローマ帝国の場合、蛮族の侵入によって帝国の屋台骨が打ち砕かれるや、その再建は至難の業であったといえよう。というのも表音文字を使用していたここにおいては、言葉に依拠した統一は困難であり、さらに科挙の試験によってエリートが帝国の至る所から首都へと吸い寄せられるという螺旋的な上昇運動が生じてくることもなかったからである。

もっともローマ帝国を再興しようとする試みは、ヨーロッパの歴史において折にふれ試みられはした。周知のようにシャルルマーニュが、八〇〇年のクリスマスに、ローマで戴冠したとき、多くの人々にとってこの出来事はローマ帝国の復活を告げ知らせる、一大政治的事件を意味していた。それはランゴバルト勢力がイタリー半島で力を拡大してゆくにつれ、身の危険を感じたローマ教皇レオ三世の招きに応じたシャルルマーニュのローマ入城に続いている。この出来事にほかならない。この意味でそれは歴代のカロリング王朝がとってきた親教皇政策の延長線上に登場してきたものであったが、同時にまたその背後には西ヨーロッパから中部ヨーロッパの大半を切り従え、自らの支配下においたシャルルマーニュの統治の輝かしい実績が控えていた。じじつ威風堂々たるいでたちでローマに入城したシャルルマーニュの脳裡には、ローマ帝国再興の野望が渦巻いていたに違いない。またこの時代にかの問とはいえ、古代の学問研究が復活し、古のローマ帝国の威光と繁栄が偲ばれることとなったことも、帝国復興に無視し得ぬ影響を及ぼしていたことであらう。

このとき戴冠の儀式がなされたのは、サン・ピエトロ寺院でシャルルマーニュが聖ペトロの墓前にぬかずいた後のことである。すなわちそれは、身を起こしたシャルルマーニュの頭上に教皇レオ三世が冠を載せたことによって執り行わ

れたが、しかしそこには古代ローマの戴冠の儀式とはわずかな、しかし深刻な相違が存在した。というのも古代ローマでの戴冠は、ローマ市民の歓呼によって行なわれたのに対して、このときにはまず教皇によって戴冠がなされ、しかる後に「神によって戴冠されたシャルル、尊厳なる者、偉大にして平和なるローマ人の皇帝に生命と勝利を」という歓呼がその場に居合せた人々からわきおこることとなったからである。古代ローマの伝統に忠実な東ローマ帝国では、軍隊、元老院、市民による「選出」の後に、総大主教による加冠が行われていた。それは皇帝位を授けるものは軍隊、元老院、市民であり、総大主教はあくまでもその「選出」を確認・祝福するにすぎないことを指し示すものである。それに対して歓呼と戴冠の儀式的順序が逆転されたとき、皇帝位は教皇に由来するものであるとの思想が暗黙裡に表明されていたのである。

この問題を扱った歴史家ロベール・フォルトツによれば、シャルルマーニュ自身この手続きの逆転が持つ意味合いに気づいており、もしも教皇レオ三世の意図をあらかじめ知っていたならば、当日教会に足を踏み入れなかったであろう、と明言したという⁽⁵⁾。そしてここに現われた問題は、シャルルマーニュに続いてオットー三世が神聖ローマ帝国を建設するや、この神聖ローマ皇帝とローマ教皇との優劣関係をめぐる問題として、繰り返し論じられ、この帝国の土台を揺さぶることとなったのである。そもそも教皇側にとって、教皇こそが地上における神の代理人である。したがってレオ三世の例を引き出すまでもなく、教皇こそが皇帝を任命し、そして必要とあらば罷免する権限を有している。またたとえ皇帝と教皇との地位がいずれも等しく全能の神に由来するとしたところで、優越権を与えられるべきは教皇である。というのも教皇こそが霊的な救済の究極的な主宰者であり、そしてこの霊的な救済なるものは、人間が目指すべき究極の目標と位置づけられていたからである。

それに対して皇帝側は、キリスト教に内在する聖と俗の二元論の立場にたち、そこに帝権を教皇による直接的な支配

から解放する理論的な拠り所を見出していた。第一に、この世俗的世界が正しく維持されてこそ始めて、真の信仰を實踐しうる場が確保されるとするならば、この世俗的世界の究極的な主宰者たる皇帝も、キリスト教世界を維持存続させる上で、平等に権利を有するものである。換言すれば皇帝と教皇とは相携えて真のキリスト教社会を樹立する聖なる使命を帯びている。第二に、もともとフランク人のもとにあつては、王はフランク族の集会によって選出されるのが慣行であり、それはまた古代ローマの伝統とも合致するものである。この意味で、皇帝の戴冠に際して教皇がなんらかの役割を演ずることとなつたところで、それは選出を確認することに限られるべきであつて、それ以上に出るものではない。そればかりか救済へと至る道が強制とは無縁の愛と祈りに基づく宗教的実践にあるとするならば、教会内部の強権的なヒエラルヒーとその頂点に君臨する教皇の絶対的権威そのものも、必ずしも無条件に肯定することはできないであらう。⁽⁶⁾

皇帝と教皇とをめぐらした論争は周知のように叙任権論争へと結実してゆくものである。そしてその過程で教皇側が勝利をおさめることになつたにもかかわらず、全ヨーロッパが一人の英明な支配者に服従してこそ平和と安定が保たれるという思想は、依然として根強く人々を捉えていた。「人間にそなわつた特別の資質が理性である以上、人類の活動目標は理性的な生活を実現することである。このことは普遍的な平和が確保されて始めて可能であり、そして普遍的な平和は人間の幸福にとって最善のものであり、人間の究極的な目的を達成する上で不可欠な手段である。……それに加えて人々の間での平和は、貪欲と党派性とを完全に超越して、王や諸侯の争いを調停する至高の審判者が存在しなければ望むべくもない。同様に自由も、暴政と抑圧とを超越した権力がこの世に存在しなければ望むべくもないであらう」とG・H・セーバインが書くとき、そこに表現されているのはそうした思想の核心にほかならない。

しかしその一方で、政治社会のありのままの現実に注目するとき、そこには統一的な普遍社会とは似ても似つかぬ多

様な封建的世界がたち現れてくるであろう。というのも普遍帝国を支えるには発達したコミュニケーション手段と官僚制、さらには貨幣経済とが不可欠であるが、当時のヨーロッパにはそのいずれも存在していなかったからである。はたして四通発達したローマの軍道はこの時代には廃れ、それにとって代わったのは網の目状に広がる森の小径である。また官僚制が摩擦なく機能するためには、官僚に支払う給料が不可欠であり、かかる給料は発達した貨幣経済を擁してこそ始めて支払いうるものである。換言すれば官僚に代わって封臣を配し、彼らに支払うに土地でもってしたのは、貨幣経済が衰退した結果、帝国たらんと欲したにもかかわらずたり得なかつたところに登場してきた次善の策にほかならない。またかつては無敵を誇ったローマの密集歩兵部隊に代わって封建騎士が軍事力の主役として登場してきたのも、ローマの軍道が廃れたことに、その直接的な原因を求めることができるであろう。

その一方で人々の生活を律する法的世界を概観しても、普遍的な理性的法が貫徹するどころか、多種多様な慣習法が折り重なった形で存在し、それらが人々の生活を規定した。「旧き法はよき法である」という周知の法格言には、慣習法こそがこの時代を現実には律する法であるとの中世的法意識が凝縮して表現されている。この時代、王であれ、あるいは他のなんらかの組織であれ、立法権を付与された機関は存在しなかつた。それゆえになんらかの問題に直面したとき、人々は現存する法慣習を精査し、あるいは廃れてしまったかのように見えた旧き法慣習のなから、解決すべき問題に対する指針を引き出そうと腐心した。この意味で、この時代の法は「発見される」べきものであり、新たな「法定立」せんとする意識は中世世界には無縁のものである。⁸⁾

しかしこうした慣習法は、村落のように人々が互いの慣習を知悉していた小さな社会でこそ実効性を発揮するものである。それに対してより大きな社会では、当事者双方の権利を確定し、そのいずれをも納得させる法慣習の発見が困難であるゆえに、法的規制力は必ずしも期待どおりの効力を発揮しなかつた。この意味で一切が既存の慣習法によって律

せられるという前提にたった中世社会にあって、他面では法的規制が及び得ない多くの分野が存在し、そこでモノをいうのは剥き出しの力である。またたとえ適用すべき法が存在していたところで、法廷が整備されていず、強者の利益がまかりとおる場合、その結果はおのずから明らかであろう。つまり法の優越性を宣言し、全てを法によって律しようとした中世世界は、至る所でむき出しの暴力が支配する、すぐれてアナキーな世界にほかならない。同様に教皇であれ、あるいは皇帝であれ、単一の権力が、神の恩寵に導かれ、あるいは理性の命ずるままに支配することに理想の統治を見出していたこの時代のありのままの政治の現実とは、すぐれて多様な様相を呈していたのである。

注

- (1) ドミニク・リーベン、袴田茂樹監修・松井秀和訳『帝国の興亡』上、日本経済新聞社、二〇〇二年、一〇一ページ。
- (2) 同、九八ページ。
- (3) Anthony Pagden, *Peoples and Empires: Europeans and the Rest of the World, from Antiquity to the Present*, London, 2001, pp. 36-40.
- (4) 宮崎市定「中国文化の本質」同『アジア史研究 第二』同朋舎、一九六三年、五九—六〇ページ。
- (5) ロベール・フォルト、大島 誠編訳『シャルルマーニュの戴冠』白水社、一九八六年、一四四—一四九ページ。
- (6) 教皇と皇帝とのこうした争いに関しては、Franz Bosbach, *Monarchia Universalis: Ein Politischer Leitbegriff der Frühen Neuzeit*, Göttingen, 1988, pp. 19-34, James Muldoon, *Empire and Order: The Concept of Empire, 800-1800*, New York, 1999, pp. 64-100.
- (7) George H. Sabine, *A History of Political Theory*, 3rd ed., London, 1963, pp. 258-259.
- (8) フリッツ・ケルンは次のように書いてゐる。「主観的権利が最も確実であったのは、空間的に狭く限定された隣人圈において、また法的意味をもつ事件が時間的に近接した間隔で生じた場合においてである。大きな空間と時間をこえて主観的権利を維持することは、もつとむずかしくなった。利害関係者自身だけが、主観的権利の保持者だけが、彼らの狭い視界の中で、法的恒常性の維持のために努力したのである。彼らだけが、そのために——もちろん一方の手で法的安定性を支えながら、他方の手ではそれを曲げるといふ一面的な党派性をもってではあるが——何ごとかをしたのである。彼らだけが、自分たちの主

観的権利を証する文書名義のアルヒーフを設けたのであるが、これらの文書名義を審査するためには、公けの業務範囲をもつた超党派的アルヒーフが、多くの場合に欠如していた。国家の調整的な維持の機能〔平均的正義の維持の機能〕は、中世の君主に対しても声高に要求されている。スコラ学者たちは、君主の *justitia distributiva*〔配分的正義〕を賞賛しているが、しかし、実際には、君主は、「各人に彼のものを」とは何であるかを、非党派的に厳密に確定するための手段や道具立を、何ももっていなかったのであり、実際には、君主は、私人間の *justitia commutativa*〔交換的・平均的正義〕——これは常に党派性の嫌疑を免れないものである——に依拠せざるをえなかったのである。フリッツ・ケルン、世良晃志郎訳『中世の法と国制』創文社、一九六八年、五二―五三ページ。

第二章 国家原理と帝国原理の交錯——中世から近代へ——

以上のような状況は、時代と共に次第に変貌をとげるようになってくる。なによりもまず神聖ローマ皇帝が、汎ヨーロッパ的な統治権を主張し、他の国王の叙任権を有していると宣言していた⁽⁹⁾にもかかわらず、国王権力が各地で台頭してくるにつれ、そうした叙任権はますます有名無実化してゆくこととなる。それと同時にローマ教皇に関しても、教皇による聖別こそが国王の統治権を最終的に保障するという主張に対してあからさまな攻撃がなされなかったものの、国王は次第に独立性を高めてきた。たとえばイングランドにおいて、一四世紀の中頃に、イングランド王国が教皇の封土であるとの主張が否定され、さらにこれに先立つこの世紀の始めには、教会財産に対して国王が大幅に課税し始めてもいる⁽¹⁰⁾。また西フランク王国Ⅱフランスにおいても一二世紀の終りに国王が教会財産に対する課税に乗りだしたとき、かかる行為を不法であると宣言した教皇側の態度に起因して、国王と教皇との間に深刻な争いが勃発した。というのも聖別によってこそ国王が名実共に支配権を獲得することになる以上、教皇は国王を罷免し得るといふ教皇側の主張に対し

て国王側は、教皇の權威は宗教的なものに限られ、しかもこの宗教的權威は強制ではなくて、教化にこそ依拠すべきであるとの主張を掲げて真向から対立することとなったからである。それは世俗的事象に干渉せんとする教皇に対する挑戦であるばかりか、宗教的事象も絶えざる教化によってこそ解決すべきであると強調する点で、教会ヒエラルヒーの頂点に位置する教皇の絶対的權威をも否定するものである。¹¹⁾

それと同時に国王は領内の封建諸侯の自主独立の存在基盤を掘り崩し、国内統一に乗りだした。それは数世紀にわたる長く困難な過程であり、そこには様々な要因が介在していた。とくに騎兵から歩兵への転換、さらに火器の使用に伴って引き起こされた「軍事革命」は、封建諸侯の軍勢力への依存から国王を解き放つ上で決定的な役割を演じている。また軍事革命と共に訪れた戦争の長期化は、戦費の高騰をもたらし、それを賄わんとして国王は課税を強化する一方で、税収をより効率的に管理するために、行財政機構の整備へと乗りだした。この意味で、たしかに増大する一方の戦費を調達するためには発達した経済が不可欠であるものの、近代国家の形成は、経済的な現象の関数ではなくてすぐれて軍事的・政治的な領域に発するものである。

それに加えてローマ法の復活にもなつて「社会のどこかに——国民か君主か、それとも君主と国民が一体となつたものか——*summa potestas*〔最高の権力〕、国家の精髓たる権力がある、という考え方¹²⁾」が人々の脳裡をよぎるようになってきた。ダントレーヴによれば、こうした観念は中世の教会法学者によってまず採り入れられたものである。しかもそれはさしあたって教皇の絶対的権力を正当化するために用いられたが、やがて世俗的領域にも適用され、教皇に対する皇帝権力を正当化する一方で、ヨーロッパの各地で王国が姿を現してくるにつれ、国王にも適用されるようになってきた。それゆえに主権という概念そのものは、たしかにボダンの手になるものであるが、他のいかなる外的な権力から独立して国王が至高の絶対的権力を持つという観念そのものは、次第に姿を整えてきた国際世界、すなわち複数の国

家が相對峙するヨーロッパの政治状況を理論的に定式化せんとしたものである。

しかも主権概念が定着するに伴って、次第に国家が明確な輪郭を帯びてたち現れるようになってきた。というのとえ至高の権力が付与されるのが国王であったところで、その国王が行使する権力が主権として、他のいかなる権力とも異質な権力と捉えられるとき、当の権力関係そのものは、他のいかなる関係とも異なる独自の基盤を獲得することになったからである。それは公法と私法との峻別に道をひらくものである。そして公法が個人としての国王をも包摂する公共的な事象にかかわるとするならば、そこには国王主権から国家主権への転換を押し進める契機が秘められていたといえよう。⁽¹³⁾

いずれにせよこうした原則が現実政治のレベルで確立されるのは、一七世紀の前半にヨーロッパの諸列強を巻き込んで戦わされた三〇年戦争の終結後のことである。この戦争の終結後に登場したウエストファリア体制にあつては、普遍的権力による世界平和の達成という中世的システムは否定され、代わって主権国家とそれがおりなす勢力均衡の原則を根幹とする新しいシステムが姿を現してきた。この時カトリック化政策を強行に押し進め、かつての普遍的世界の再建をもくろんだのは、この戦争の一方の立役者であつたハプスブルク帝国の皇帝フェルディナンド二世である。それに対していま一方の立役者フランスの枢機卿リシュリューは、質的に異なつた立場に立つていた。

「人間の救済は結局のところ来世で起こるものであり、したがつて悪に対して永劫の罰を下さんとする審判をば神が自らの手に委ねるよう欲し賜うたことは驚くべきことではない。しかし国家は彼岸に存在するものではなく、国家の救済はいま現在なされなければ、未来永劫訪れないものである。したがつて国家が生き残るために必要な罰を下すことは後にとつておかれるべきではなくて、直ちになされなければならない」とリシュリューは書いている。こうした言葉に忠実リシュリューは、枢機卿として高い聖職位にあつたにもかかわらず、終始一貫プロテスタント側にたち、ドイツの

プロテスタント諸侯やスウェーデンに金銭的な援助をし、さらに交戦国が疲弊したこの戦争の後半には自ら軍事介入にも踏み切った。というのもハプスブルク勢力こそがフランスの国家主権を脅かす第一の脅威であり、それを阻止するためには自らの宗教的な関心など、しよせん第二義的なものでしかなかったからである。

ここには宗教よりも国家の維持存続こそが第一義とする国家理性の観念を明確に見て取ることができようであろう。それは周知のようにマキャベリに遡るものであったが、しかしマキャベリにあって支配者の個人的な資質、すなわちライオンの勇猛さとキツネの奸智のかぎりを尽くして、日々変転する運命に立ち向かわんとする能力——ヴィルトゥ——が強調されていたのに対して、リシュリユーにあっては自分自身の行動とそれがもたらす結果を冷静に計算するという、より理性的な態度が優勢を始めていた。というのも群小の都市国家が相對峙し、その存亡をかけて覇を競い合っていたマキャベリの時代のイタリーでは、情勢は流動的で、為政者のふとした失策、あるいはたった一回の剛胆な行為が国家の命運を左右することとなったのに対して、巨大な国家が覇を競い合っていたリシュリユーの時代には、より冷静な計算が必要となってきたからである。いづれにせよプロテスタント側に資金援助をなすことによって戦争を長びかせてハプスブルク帝国を疲弊させ、さらに交戦国双方が疲弊し、平和条約が締結される兆しが見てとれるや、直接的な軍事介入に踏み切ったのは、リシュリユーの深謀遠慮を窺がわせるものである。また戦争を長引かせようとするその政策には、プロテスタント側をも疲弊させ、戦後のヨーロッパでのフランスの覇権をゆるぎなきものにしようとする意図も秘められていたことであろう。

このリシュリユー枢機卿が死んだときのことである。「もしも神が実在するのならば、リシュリユー枢機卿は神の尋問に答えなければならぬことが多々あるであろう。もしも実在しないのならば……さて、彼は成功した人生を送ったことになる⁽¹⁶⁾」と教皇ウルバン八世は述べている。その一方でリシュリユー枢機卿の陣営に属するある論者は、リシュ

リユーを弁護して「個々人の性向や行動の場合、善意こそがそれらを名譽あるものに仕立て上げ、それらに対する好意的な解釈を引き出すことができる。しかし国家にとってなにか善で、国王にとってなにか利益かが問題となる場合、われわれは異なった判断をしなければならない」と書いて⁽¹⁷⁾いる。換言すれば国家の利益を守り抜くためには道徳的にかかわしい手段をとることが許されているが、それはひとえに国家がその配下の住人にとって死活的な意味合いを有しているからである。もとより中世にあつても政治の世界は様々な権謀術数が渦巻く世界であり、非道徳的手段が幅をきかせていたことは、紛れもない事実である。しかしそこではそうした手段が、真のキリスト教道徳からの逸脱として看過されたのに対して、いまや国家利益の維持・増大に不可欠なものとして、その正当性がはばかりることなく公言されることとなつたのである。この意味で国家が公共的利益を実現するためには、「国家そのものに内在する理性」⁽¹⁸⁾にしたがつて行動しなければならぬと捉える以上のような考えには、中世的世界秩序と異質な思考様式が端的に表明されている。そしてこうした準則にしたがつて国王が行動するとき、国際秩序もおのずから異なった様相を呈してたち現れてくるであろう。それは平和の究極的な抛り所をば、キリスト教倫理であれ、あるいは上述した理性であれ、なんらかの普遍的な原理に求めることを断念するものである。それどころか没倫理的な国際的闘争場裡でむき出しの国家的利害を追求する国家の行動が是認され、平和とはそうした国家的利害が相拮抗するところに生じてくるものと位置づけられることとなつたのである。

この意味で勢力均衡という考えは普遍的世界を志向した中世世界と異質で、すぐれて近代的なものであつたが、しかしこの勢力均衡が円滑に作動するためには、なおそこに中世的伝統が無視し得ぬ影響を及ぼしていた。第一に、ヨーロッパの国々がキリスト教文化圏に属していたこと、これである。そしてこのことはヨーロッパ諸国家の行動にある種の節度をあたえることによつて、微妙な勢力バランスをとともかくも維持存続させる上で少なからぬ貢献をなしていた。

この意味でヘンリー・キッシンジャーが「バランス・オブ・パワーは、国際秩序をくつがえす能力を禁止する。共有された価値観に基づいた合意は、国際秩序をくつがえそうとする欲望を抑制する」⁽¹⁹⁾と説くとき、勢力均衡システムの本質の一端が明瞭に表現されている。キッシンジャーによれば、バランス・オブ・パワーの根底に位置する「力」なるものは捉えがたく、「力」が現実に行使されたとき、その意図を見抜くことは必ずしも容易ではない。それに対して共通の価値観が共有されているとき、こうした「予測不可能性」は軽減されて複雑な外交ゲームを可能とする素地が整えられ、そこで形成されてくる外交ネットワークも安定した生命力を享受することとなったのである。

換言すればもしもキリスト教という共通の文化的伝統が存在しなければ、勢力均衡に対して政治家がかくも信頼を寄せなかったに違いない。しかもこうした信頼そのものは、勢力均衡システムが作動する上で、不可欠な前提をなすものである。

第二に、中世世界に君臨した普遍帝国の理念も微妙な影を投げかけていた。というのもローマ帝国から神聖ローマ帝国を経て受け継がれてきた帝国理念は、その時々の強国に汎ヨーロッパ的権力を樹立せんとする野望を抱かせることとなる反面、そうした野望は他の諸国の警戒心をかきたて、これらの諸国が強国に対抗して相結集する上で恰好のテコとして作用することとなったからである。

「集権的権力を樹立し、勢力拡張を狙わんとする試みは、諸国民間の競い合いから生じてくるものであった。そしてこうした競い合いに弾みを与えたのは、ヨーロッパに覇をとえんとする衝動であり、それはハプスブルクとフランスが中世の帝國的な政策から受け継いだものにほかならなかった。その限りにおいて一七世紀と一八世紀の大国の権力政治にあって、帝國的な理念というべきものが息づいてたと述べることができる。しかしここで決定的なことは、かかる闘争の結果、諸大国からなる勢力均衡システムへと導かれることとなったがため、旧き帝國的な主張が克服されたとい

うことである」とオットー・ヒンツェは書いている。

たとえばカール五世統治下のハプスブルク帝国は、ドイツとスペイン、低地地方、イタリア半島南部を領有していたばかりか、新大陸でも広大な領土を支配する帝国である。この意味で中世の神聖ローマ帝国が、往々にして理念的なものでしかなかったのに対して、この帝国は「普遍帝国」ないし「世界帝国」の実質を兼ね備えていたが、その支配を正当化するために、汎ヨーロッパ的な使命に訴えかけ、それを実行に移してもいた。それはヨーロッパの宗教的統一を維持することと、台頭著しいトルコ勢力からのヨーロッパの防衛にほかならない。したがってカール五世がカソリック陣営の先頭にたつてプロテスタントに闘いを挑んだのも、ヨーロッパの宗教的分裂を阻止せんとしたためである。また皇帝にとって伸張著しいオスマン・トルコからヨーロッパを防衛することは、ヨーロッパの盟主としての聖なる義務であり、したがってカール五世の政策に異を唱える者は、そうした聖なる義務を妨害せんとするものである。⁽²¹⁾

しかしながらその一方でハプスブルク、スペインの帝国に対しては、激しい非難が浴びせかけられていた。批判者によれば、この帝国はヨーロッパの一体性の象徴であるどころか、ヨーロッパに覇を唱えんとするすぐれて権力主義的動機に駆り立てられたものである。換言すればそれらは、弱小国を自らの支配下に組み込むことによって、住民を至高の皇帝権力のもとに奴隷状態さながらにとどめておく不法な支配であり、その意味でトルコの支配と本質的に異ならないものであるとみなして過言ではなからう。⁽²²⁾

「昔からスペインとハプスブルク家は、普遍帝国を樹立するか、少なくともヨーロッパの領主や地域、とくにドイツの帝国諸身分を征服せんとする意図を持っていたことは、キリスト教世界のあらゆる国民と国家にとって自明のことである」と、グスタフ・アドルフが三〇年戦争へ介入した際、王の行為を正当化するために述べられている。

同様にスペインハプスブルクに続いてヨーロッパの大国にのし上がってきたフランスに対しても同じような批判が

投げかけられていた。「もしもフランス国王が首尾よく我々の地域の支配者へと成りあがるようになるや、普遍帝国への道が開かれることとなるであらう」⁽²⁴⁾とは、スペイン継承戦争の一翼をになってネーデルラントが対仏戦争に参加した際、ネーデルラント評議会が発した宣言である。こうした主張に見られるように普遍帝国なるものは、勢力拡大を狙う強国の権力衝動の隠れ蓑にほかならない。さらに普遍的な平和を樹立せんとするその主張も、裏をかえせば個々の国家、あるいは諸個人の独立⇨自由にとつての脅威の別の表現にほかならない。しかもこうした批判は時代と共にますます妥当性を帯びてくることとなったのである。

それはプロテスタントとカソリックとの分裂がもはや既成事実となるや、ヨーロッパの宗教的一体性を保持するという主張と現実とのギャップが、ますます蔽い難いものとなったがためである。同様にかつては神聖ローマ皇帝が「生ける正義」として、ヨーロッパ全土に君臨するという思想が前面に出ていたところが、普遍帝国としての実質を兼ね備えるようになってくるにつれ、権力の体系としての側面がより鮮明にたち現れてきたがためである。それと同時にウエストファリア体制が根をおろし、諸国家からなる新たな国際秩序が既成事実となり、こうした国家間に働く勢力均衡にこそ平和の保障を見出すようになるにつれ、帝国がますます疑いの目で見られるようになってきた。⁽²⁵⁾

このように見てくると「ヨーロッパの国際秩序はけっして予定調和といったものによって形成されたのではなくて、長期間の激しい覇権闘争の結果であつて、そこには帝國的な理念が生き長らえていた。最初にヨーロッパにおける圧倒的な権力的地位の跡目争いを演じたのは、フランスとハプスブルクであった。そしてドイツと、とりわけスペインにおけるハプスブルクの敗北後、ルイ一四世のときにフランスが『普遍王国』を求めたのに対して、ヨーロッパの第三の大國たるイギリスが対抗して対フランス同盟へと他の国々を結集して、勢力均衡を回復し、海洋と植民地におけるフランスの発展を阻止することに成功した」⁽²⁶⁾と説くオットー・ヒンツェの指摘は説得的であろう。しかも対仏同盟の結成の中

心となったイギリスは、海外の植民地の拡大に熱心ではあっても、ヨーロッパでの領土拡大を注意深く避け、したがってイギリスの勢力拡大はさしあたって、他の諸列強の関心を引きはしなかった。そればかりかイギリスの外交方針が、大陸における覇権国家の登場を牽制するという根本原則に導かれていたとき、それは勢力均衡にまことに適合的なものであったのである。

注

- (9) ミッタイスローリーベリッヒ、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社、一九七一年、二四五ページ。
- (10) Martin van Creveld, *The Rise and Decline of the State*, Cambridge University Press, 1999, p. 66.
- (11) Sabine, *op. cit.*, pp. 264-286.
- (12) A・P・ダントレーヴ、石上良平訳『国家とは何か——政治理論序説——』みすず書房、一九七二年、一一三ページ。
- (13) 同、一一四—一二五ページ。
- (14) William F. Church, *Richelieu and Reason of State*, Princeton, 1972, pp. 199-200.
- (15) なお付言すればマキャニリには、支配者に対する恐怖こそが服従を確保する最良の政策であるといった主張等、一種の「野蛮性」が認められたが（フリードリッヒ・マイネッケ、菊盛英夫・生松敬三訳『近代史における国家理性の理念』みすず書房、一九六〇年、四五ページ）、リシュリューにあっては、はるかに穏健な政策が推奨されていた。ここでは、国王権力の絶対性を承認しつつも、それが行使されるにあたっては、高等法院をはじめ国内の諸機関と協働する必要性が力説されている。それは恐怖は一都市を畏怖させるには充分であっても、広大な領域を支配する場合、逆に不和反目を招くばかりであるという冷静な計算に由来するものであり、さらに都市と異なって諸身分が依然強力な中間的権力を構成していたフランス国家の現状を慮つてのことである。
- (16) ヘンリー・A・キッシンジャー、岡崎久彦監訳『外交』上、日本経済新聞社、一九九六年、六四ページに引用。
- (17) Church, *op. cit.*, p. 265.

- (18) マイネッケ、前掲書、二二七ページ。
- (19) キッシンジャー、前掲書、九〇ページ。
- (20) Otto Hintze, "Imperialismus und Weltpolitik", in Hintze, *Staat und Verfassung: Gesammelte Abhandlungen zur Allgemeinen Verfassungsgeschichte*, 1962, Göttingen, pp. 464-465.
- (21) Boshach, *op. cit.*, pp. 51-53.
- (22) *Ibid.*, pp. 56-60. なおこうした経緯はボスバッハの以下の論文にも簡潔にまとめられている。Franz Boshach, "The European Debate on Universal Monarchy", in David Armitage, ed., *Theories of Empire, 1450-1800*, Ashgate, 1998, pp. 84-90.
- (23) Boshach, *Monarchia Universalis*, p. 87.
- (24) *Ibid.*, p. 107.
- (25) それと同時に帝国概念そのものにも変化が生じてきた。すなわちあからさまな侵略に訴えかけなくとも、強国が諸国家の戦争と平和の最終的な調停者たらんとしたとき「普遍帝国」の再来といった警鐘が乱打されることとなったが、それは帝国概念の変化を如実に示すものである。それは主としてルイー四世の外交政策に対して投げかけられたものであったが、対仏同盟を結成する上で恰好のテコとなったのである (*Ibid.*, pp. 114-121)。
- (26) Hintze, *op. cit.*, pp. 462-463.

第三章 絶対主義国家から国民国家へ

以上のような勢力均衡システムが持続し、そこに働く力学がその力をいかんなく発揮するとき、それを構成する国家に大きな影響を与えることとなる。というのも虎視眈々と自国の領土を狙う隣国からの脅威に不断に備えることを余儀なくされるとき、いずれの国家も、その持てる力を最大限発揮することを要請されていたからである。それはなにより

もまず軍事的な領域で必要とされた努力にほかならない。しかし時代とともに戦争が高価となってゆくに連れ、軍備擴張努力は非軍事的領域にも広範な影響を及ぼすこととなるであろう。

「戦争は近代国家が司るすべての政治活動にとつての大いなる弾みとなった。かくして常備軍が登場してきたが、そこには艦隊、軍事産業、軍事のための課税を中心とする新しい租税体系、新しい官僚的な財務行政、戦利品の集積、新しい公債制度といったものがつきまといつていた。まさに諸国家が常に覇を競いあつており、一国の支配下に恒常的におかれることがなかつた結果、とりわけ軍事ないし財政上のエネルギーを張りつめておくことが要請された⁽²⁷⁾」、とotto・ヒンツェは書いている。

たとえば一六九四年に設立されたイングランド銀行は、政府をして広く国民各層から借款をあおぐことを可能とすることによつて、イギリスに財政革命をもたらした画期的なものであったが、もともとそれはイギリスの戦費調達に促されて設立されたものである。また戦争があらたな租税を生むことは、時代が遡るが百年戦争のときのフランスに端的に見て取ることができであろう。はたしてこの戦争の初期の段階での度重なる敗北に頭を痛めたフランス王は、軍備の強化に乗りだして、ヨーロッパ最初の常備軍の建設に着手することとなるが、それを可能にしたのは、カマドにかかる人頭税、塩税、消費税といったあらたな租税にほかならない。それと同時に行政制度にも手が加えられ、それまで徴税業務が素人に委ねられていたところが、専門家にとつて代わられ、さらに行政制度も整備されるようになってきた⁽²⁸⁾。この意味で百年戦争は、フランスの国家建設に決定的な役割を演じている。

また新たな国際システムとして勢力均衡が威力を発揮する時代で重商主義が支配的であったことにも、近代の国家建設に果たした戦争の役割を見出すことができるであろう。それは精強な軍隊を整えるためには豊かな経済が必要であるとの配慮のもと、殖産興業政策が遮二無二追求された時代にほかならない。しかも火器が大々的に使用され、戦争が

高価につく一方で戦闘が長引くようになったこの時代には、戦争の帰趨はますます国家の経済力によって決せられることとなったのである。⁽²⁹⁾

その一方で諸国家が相対峙するという状況は、封建領主の既得権益を掘り崩し、中央集権化を達成することによって国家形成を推し進める上でも、決定的な役割を演じていた。じじつこの時代には国王の大権を委任されて地方に派遣され、慣習にとらわれることなく、その時々状況に応じて必要な措置をとる役人が、いずれの絶対主義体制下でも頭角を現してきたが、それらはもともと軍事の領域に起源するものにほかならない。例えばフランスにおけるアントンダンと称される地方長官は、とりわけ有名であるが、このアントンダンなるものも——兵営国家プロイセンの軍事コミッサールと同様——もとをただせばフランスが宗教戦争、三〇年戦争という内憂外患をくぐりぬけるに際して、軍隊とその司令官に対するお目付け役、占領地行政の責任者として登場してきたものである。そしてこのアントンダンは、台頭する国王権力の尖兵として軍事以外の広範な領域にも進出した。⁽³⁰⁾ たとえば一六三〇年にフランス全体の軍事費が四千万ルーブルであったところが、一六三七年には一億八百万ルーブルに増加しているが、その功績はアントンダンに帰されるべきものである。それはノルドリッゲンでスウェーデン軍が、ハプスブルク・スペイン連合軍に敗退したのをうけて、フランスの国家的危機を救わんとしてアントンダンが未払いの税、新たな税を取り立てたがためである。⁽³¹⁾ そればかりかアントンダンの活動は、徴収すべき税の総額の決定から始まって、治安維持や危機に際しての救難・救貧活動、土木事業、農業技術の普及、地質に見合った作物の作付けの奨励、殖産興業等、様々な分野にも拡大していつている。⁽³²⁾ そしてその過程でアントンダンは、世襲貴族の行政権を蚕食してゆく一方で、彼らの既得権益も掘り崩してゆくこととなったのである。

この意味で絶対主義の尖兵としてアントンダンが存分に働くとき、彼らが世襲貴族の怨嗟的となったとしても決し

て不思議でない。はたしてルイ一四世の治世の始めに勃発したフロンドの乱において、反乱貴族の要求項目の一つに、アンタンダンの廃止が掲げられているのは、その間の事情を如実に物語るものである。⁽³³⁾

それと同時にそこには新たな時代精神が息づいており、それにつれて行政組織の合理化が押し進められるようになってきた。例えば一五三九年に国王フランソワ一世が、以後フランス語——それはもともとパリとその周辺部で使用されていた一方言にすぎなかった——を、行政言語として使用すべしとの勅令を発したことは、行政組織の合理化の一里塚をなすものである。⁽³⁴⁾この勅令リコトレ言語令によってこれまでラテン語を行政言語として使用していた南フランスへもフランス語が浸透してゆくこととなったが、それはフランス全土に統一的な行政組織を樹立し、それを円滑に作動させる上で不可欠の前提をなすものである。しかもその際、行政言語として、当時の知識人の共通語であったラテン語ではなくて、フランス語が採用されたことの背景には、行政事務の拡大という状況が介在していたといえよう。というのも行政事務が増大するのに伴って、より広範な生活領域へと行政が介入してゆくとき、一般民衆にも理解可能な言葉こそが、行政の効率化を達成する上で必要とされたからである。換言すれば行政が徴税と治安維持に限定されるとき、ラテン語でもなんとかやってくることが可能である。それに対して、救貧活動や殖産興業等、行政の及ぶ範囲が拡大してゆくとき、俗語の優位性は覆いがたいものとなるであろう。

このようにフランスは次第に中央集権的な行政組織を樹立することに成功したが、同時にまたそうしたプロセスは、政治的権威が広く社会へと拡散してゆく過程をも意味していた。というのも封建的中间層が実権を掌握していた以前の時代にあつては、彼らが国王と一般民衆ないし人民との間に立ちはだかっていたのに対して、彼らの権力が掘り崩されて国王と人民とが相對するに至るとき、人民の動向がより直接的に政治の場に反映される有形・無形のチャネルが形成されてくることとなったからである。もとよりそうしたところにあつても人民は主権者と宣言されるどころか、さし

あたって国王に服従することを運命づけられてはいた。したがってフランス人は市民ではなくてフランス王国の臣民でしかなかった。しかし国王への権力の集中が加速されるとき、この臣民は次第に侮りがたい存在へと上昇してゆくこととなったのである。

「国王は相変わらず支配者として言葉を発していたけれども、実際には自ら世論に従っていた。世論はつねに国王に行動の指針を与え、国王の心を引きつけていた。国王はたえず世論をうかがい、恐れ、世論にへつらっていた。国王は法律の条文上は絶対的だったが、法律の執行では制限を受けていた。一七八四年にネットケルは、ある公文書で自明のこととしてこう述べた。『今日フランスで世論が行使している権威は、ほとんどの外国人には想像しがたいものである。外国人は、王宮をも支配しているこの不可視の権力の正体をなかなか理解できない。しかし、事実はそのとおりなのである』⁽³⁵⁾とトクヴィルは書いている。ここでトクヴィルが強調する世論とは、絶対主義の平準化作用の副産物として登場してきたものであり、市民社会の萌芽形態をなすものにほかならない。

それと同時にそうした世論に正当性を与えるものとして祖国なる観念が次第に重要性を帯びてきた。「祖国 (patrie) とは……住民すべてがその保全に関心を抱く土地であり、何人も自分自身の幸福を放棄することを欲しないゆえに、そこから立ち去ろうとしないものである。……祖国とは自然と秩序に基礎を置き、社会と同様に古くからある権力であり、……王を含めてすべてにまさる権力であり、支配者と被支配者とのいずれからもその法に服従することを要求する権力である。祖国とは神聖な存在であり、再び人々に分配するために人々から奉仕を受け取り、恐れよりも愛情を求めるものである。……祖国に対する愛は高尚な道徳へと導き、高尚な道徳は祖国へと導く。この愛は法に対する愛であり国家の繁栄に対する愛であり、そしてこの愛は民主主義のもとでとりわけ強力である。それは政治的な徳であり、そこでは個々人は自分自身の利益の追求をさし控え、私益よりも公益を優先する。それは感情であって、知識の所産ではな

い。共和国の首長と同様、国家の最下層の人間も祖国を共有する⁽³⁶⁾」とデイドロは『百科全書』で書いている。

このように祖国が強調されるとき、統治の性格も自ずから変貌をとげるようになってきた。というのも祖国が他のいかなるものにもまさる価値を持つとするならば、統治の目的はこの祖国の繁栄にこそ向けられるべきであったからである。この点でアンシャン・レジーム末期に登場してきた重農主義者^{フイジオクラティック}の思想は興味深い事例を提供する。トクヴィルによれば、この重農主義者が目指していたのは、この時代に残存していたあらゆる身分的特権を撤廃する一方で、国土の古い区画を廃止し、地方の名称をすべて新しくすることによって、伝統のしがらみとは無縁な真性の中央集権体制を確立することである。そのためには現存する体制の根底にメスを入れ、それを真に公共的な事業に奉仕するにふさわしいものへと作り変えてゆくことが必要とされていた。それは行政機構を真に合理的なものへと仕立て直すことにほかならない。それと同時に、新たに公教育を樹立して前途有為な青年を教育し、必要な知識を注入するばかりか、かれらが真に国家社会に役立つ人材となるように、その内面から作り変えてゆく必要性が力説されていた。というのも国家はたんに国民を支配するだけではなく、国家が示した特定のモデルにならって人々の精神を錬成することも国家の義務でなければならなかったからである。ここにはもはや国王ではなくて非人格的な国家こそが前面に立ち現われている。つまり国王もまた国家に奉仕する限りにおいて国王たりうるという精神が暗黙裡に表明されていたのである⁽³⁷⁾。

そうであるとするならばそこから大革命への道はわずか一步の所にある。シェイエスが第三階級こそが「国民」であると宣言し、彼らこそが農業と商業に従事し、さらに学問その他の自由職業に携わることによって、社会を維持存続させてゆく上で不可欠な役割を演じていると主張するとき、それは重農主義者の思想と軌を一にしたものにほかならない。また統治のレベルでも、骨の折れる仕事が第三階級によって担われ、貴族の手にあるものは社会の維持・存続と無関係な閑職のみである。にもかかわらず貴族が身分的特権に固執し、第三階級にそれが果たしている役割にふさわしい

地位を拒否するとき、それは国民そのものに対する許しがたい不正を意味していたのである。⁽³⁸⁾

いずれにせよ以上のような点を念頭におきつつトクヴィルは、フランス革命をアンシャン・レジームの延長線上に捉え、革命の前と後との断絶よりもむしろ連続性にこそ注目する。このようなトクヴィルの見解は近年ますます有力となりつつあるものの、しかしそれにもかかわらず革命を境として、その政治風潮には質的な変化がもたらされることとなった。第一に、祖国や国民なる観念がアンシャン・レジーム下で登場してきたとはいえ、依然としてそこではフランス王国の臣民でしかなかったのに対して、国民が国家の主人へと踊り出るにつれ、人々を取り巻く環境が大きく変貌していったこと、これである。例えば革命に関する政治的象徴に関して興味深い研究を行なったリン・ハントが「一七八九年の秋までに、『お前は国民か』ということばが国民衛兵パトロール隊の合い言葉となった。社会における国王の神聖な位置がしだいにむしばまれていくにつれて、政治的言語はますます情念的で、生死を決する意味さえおびることにあった。……ある特定のキーワードは、革命の呪文として使われた。国民はおそらくもつとも普遍的に神聖なことばであったが、また祖国 (patrie)、憲法、法、そして急進派により特徴的だが、再生や美德や警戒もそうであった。……革命期の忠誠誓約は、国民主権と国王の権威とのあいだの対照をはっきりとせしめたがゆえに重要な儀式となったのである。国王は聖別のあいだに超越的な神から『権力の超自然的なしし』をうけとったのだが、それとは対照的に、革命期の忠誠誓約は国民共同体の内部から主権を生み出したのだから」と書くとき、革命をめぐる状況の変化が端的に表現されている。

また革命が過激化してゆくにつれ、様々なシンボルが編み出され、それらは人々の熱狂的な支持を集めるようになってきた。例えば革命的共和国を象徴するものとして考案された、長ズボンをはいた巨大なヘラクレス像は、そのなよりの実例にほかならない。この長ズボン・ササン・キュロット姿は、額に汗して日々労働する庶民たちの服装そのもので

あり、人々を恐怖に陥れるほどのその巨大さは、民衆の絶対的権力を具現するものである。しかもこのヘラクレス像なるものが、アンシャン・レジーム下では国王の神話的象徴として用いられていたことを想起するとき、その意味するところはおのずから明らかであろう。

それは革命による主権の転換を劇的に表現するものである。⁽⁴⁰⁾ また「祖国」をめぐるでも、その意味内容にドラスティックな変化が加えられていた。それは、あらゆる権威の源泉として、抽象的、観念的な思弁の対象にとどまるものでなく、人々の熱狂的な忠誠の対象をなすものである。なかならず革命戦争のさなかにおいて祖国は、各人の自由や幸福と不可分なものと受けとめられ、したがって祖国のために闘うことは、他のなものにもまさる至高の神聖な義務と称えられることとなったのである。

「ジャコバン・ナシヨナリズムは狂信的な宗教となった。『啓蒙主義』の純粹理性に、ナシヨナリズムは、人々を駆りたてる新しいロマンティックな宗教的な経験を注入した。それがうちたてたシンボルや儀式——国旗、国歌、国民的休日、国民の神殿、自由の帽子、祖国の祭壇、彫刻で装飾された法令集、共和主義的な洗礼と葬儀、荘重なパレードと讃辞、祖国のための死という墓碑銘——は、ナシヨナリズムという新しい宗教の感動的な表現であって、それらはジャコバンが旧きカソリック信仰にとって代わらせたものであった。いかなるキリスト教徒も聖物冒瀆に対してジャコバンほど嫌悪感をもって眺めることはできなかった。またジャコバンの信仰はたんに外的なものではなく、それは多くのフランス人の心と魂をとりこにし、多くの成果を生み出すこととなった。ある信奉者が証言しているように『一七九四年にわれわれはいかなる超越的な宗教も信じなかった。われわれの真摯な内的感情はおしなべて、いかにして祖国に対して有用であるかという、ただその一つの観念に集約していたのである』⁽⁴¹⁾とカールトン・ヘイズは書いている。

このように激しく燃えさかるナシヨナリズムは、革命軍にも影響を与えずにはおかなかった。周知のようにフランス

革命はさしあたってはヨーロッパ各地で熱狂的に迎えられはしたものの、革命が過激化にしたがってヨーロッパの諸列強との間に戦争が勃発したとき、諸列強は全く新たな軍隊に直面することとなったのである。「われわれの国民は既にして独自の性格を兼ね備えるまでになっている以上、その軍事システムも敵のそれとは異なるべきである。フランス国民は、自由への愛、暴君と圧制に対する憎悪といった強力で旺盛な情熱に駆りたてられ、その逆にフランスの敵は奴隸的な傭兵、情熱なき操り人形である以上、フランス軍の戦いのやり方は、突撃部隊の精神でなければならない」と革命家サン・ジエストは書いている。

こうした精神は、革命軍が採用した戦術に如実に現れている。ここでは圧倒的な数からなるフランス軍が密集隊形に編成され、自由に動き回って側面を攻撃する射撃手と有機的に組み合わせることによって敵を打ち破り、そしてひとたび敵が崩れるや、徹底的な追撃戦が繰り広げられ、容赦なく敵を殲滅した。⁽⁴³⁾それは兵士の情熱、なかならず愛国心に満ち溢れた兵士によって構成された軍隊であってこそとりえた戦術にはかならない。それに対してその多くが傭兵からなっていた旧体制の軍にあっては、兵士の忠誠心があてにならず、したがって絶えず将校の監視を必要としていたゆえに、とりえた戦法は横隊隊形しかありえなかった。しかもそこでの兵の動きは緩慢であったゆえにダイナミックな作戦が立てられることがなく、ましてや追撃戦など、追撃する当の兵士の逃亡を招くゆえに、とうてい考えられはしなかったのである。

こうした旧式の軍隊の特徴は、フリードリッヒ大王の指示に端的に見て取ることができであろう。大王によれば、いかなる場合にも隊列を組み、兵士が隊列を離れることはご法度である一方、将校に対しても、夜間の行軍を避け、さらに歩兵が灌木地帯を行軍する際には、逃亡を防ぐためにその側面を騎兵で固めよ、といったふうにその指示は細部にまで及んでいた。⁽⁴⁴⁾それは兵士の逃亡にこそ敵にもました危険を見て取る軍隊にはかならない。このような軍隊にとっ

て、密集隊形を組んで大兵团がひとかたまりになって奔流のように突進し、戦況に応じて射撃手を臨機応変に繰り出すフランス軍を防ぐことは、至難のわざであったのである。それは、敵を殲滅することを目的とした軍隊であり、敵を疲れさせることを目的とした旧体制の軍隊と質的に異なるものである。それに加えて革命華やかなりし頃、革命軍が自らを普遍的な正義を体現すると豪語する一方で、相手を邪悪で撲滅すべき敵と位置づけ、捕虜をとることを厳禁するといった措置に出たとき、戦いはいきおい凄惨な様相を呈してくるようになったのである。

いずれにせよ新しい類いの戦争がいかに熾烈で凄惨なものであったかは、ワテルローまでの一連の戦いでの特徴が、ヨーロッパを荒廃させた宗教戦争のとき以来のものであったことに示されているであろう。しかもフランス軍の戦術は、次第に他の諸国の模倣するところとなり、ヨーロッパの軍隊に一大革命を引起すこととなったのである。

一八〇六年のイエナ・アウエルシュテットの戦いで、ナポレオンによって木っ端微塵に打ち破られたプロイセン軍内部に、程なくして台頭してきた「プロイセン軍人のジャコバンたち」⁽⁴⁵⁾と称された改革派の将校は、そのなよりの事例を提供するものである。彼らが創設せんとしたのは新しい類いの軍隊であり、軍内部の身分制を廃し、能力と勇氣に秀でているならば、その出自のいかんにかかわらず昇進の機会を与えんとするものである。またそこでは人々に自由を与え、独立心を持たせたなら、自らの尊厳をかけて祖国に奉仕するに違いないといった確信が渦巻いていた。この意味で、ここにはときを同じくして政治のレベルで断行されたシュタイン＝ハルデンベルクの改革と同じ精神が渦巻いている。それは農奴制を廃止し、憲法を制定することによって、国家の運命に無関心な植物的臣民を能動的市民へと仕立てあげんとしたものである。そればかりかこうした思想がゆきつくところ、国民皆兵が唱えられ、ナポレオンを打ち破るために、愛国心で武装した膨大な数の軍隊の必要性が力説されるまでになってきた。それは「ジャコバン派」シャルンホルストが考案した国民皆兵計画、さらに同じ派のグナイゼナウの指揮下に組織された義勇軍へと結実してゆくもの

である。とくに後者は、ジャコバン独裁のもとで企てられた「国民総動員」(levée en masse)を範とするものであり、兵士、民間人の区別なく、壮丁に手持ちの武器を携えて祖国防衛に駆けつけるよう訴えかけることとなったのである。⁽⁴⁶⁾

もっとも一八一三年のライプツィヒの戦いで、ナポレオン軍の敗走に際して決定打となったのが、オーストリーとプロイセンの正規軍であったのか、それともこの義勇軍であったのか。この問題をめぐっては、その後一世紀にわたって論争が繰り返されてきた。⁽⁴⁷⁾ またドイツの諸邦は一致して反ナポレオンに結集したわけではなく、ザクセンでは反プロイセン感情がまさっていた一方、当のプロイセンにおいてすら祖国解放は総じて教育ある階層、なかんずく大学生に限られ、ナシヨナリズムは必ずしも一般民衆に浸透してはいなかった。この意味でこのときドイツは、必ずしもドイツ民族がうって一丸となつてナポレオンに対して決起したわけではない。

にもかかわらず、このライプツィヒの戦いは、後に続く世代に数限りないインスピレーションを与え続けてきた。それは「祖国の誇りと異国への憎しみを歌った新しい歌」⁽⁴⁸⁾に駆り立てられて、市民軍、民衆の軍隊、予備軍、志願兵が決起した英雄的行為、冒険的事業であり、ドイツ・ナシヨナリズムのなかで燦然と輝く金字塔にほかならない。しかもその際、反ナポレオンに決起した彼らが、敵国フランスから決定的な影響を受けていたことは示唆的であろう。それはフランス革命に潜む動員力のなせるわざである。しかもこれに続いて世界各地でナシヨナリズムが燃え盛り、ナシヨナリズムに依拠して国民国家の建設が模索されたとき、多かれ少なかれそこには上述したドイツのナシヨナリストと共通する動機が潜んでいたのである。

注

(47) Hintze, "Wesen und Wandlung des modernen Staats", in *Hintze op. cit.*, p. 480.

(28) こうした過程を扱った書物は枚挙にいとまがないが、さしあたって David Parker, *The Making of French Absolutism*, London, 1983, pp. 7-11.

(29) 参照、拙著『「大転換」の歴史社会学——経済・国家・文明システム——』ミネルヴァ書房、二〇〇二年、一四七—一五三ページ。

(30) オットー・ヒンツェはアンタンダンに関して次のように書いている。「アンタンダンは」一五八九年から一六〇〇年にかけてのアンリ四世の時代、そして一六一四年以来の社会的混乱の時代、そしていま一度リシュリューの時代に登場してきたが、軍隊の命令に関与することによって、兵士の扶養と秩序を司り、同時にその征圧と秩序維持に軍隊が責任を負う地域においてその地方の官庁と住民に対して国王の権威を確立せんとした軍事コミッサールとなら異なるものでなかった。軍事行動の終了後、彼らは当該地域に長く留まり、国王の秩序を完全なものにすることに努めた。かれらの『任務』の内容は（公開の形式による官庁宛てではなくて、秘密の指令により）通常特定の個人宛てに発せられたが、状況により同じではなかった。それは融通がきき、多様なものであった。しかしその基本は一般に軍事的、非軍事的な機能を合わせたものであり、それらは非常大権に依拠していた。ときにはこれらのアンタンダンは、二つの特別の『任務』を担っていた。すなわち一つは財政的な権限で、軍隊の生計を司るものであり、いま一つは軍隊と地方の司法、警察にかかわる権限であったが、かかる二つの全権は互いに結合されているようにも見えた。軍事作戦が終了するとともに、当然にも平時の行政大権が優越するようになったが、この行政大権は地方のすべての行政官庁に包括的な監視の目を光らせる一方で、その権力行使に自分の裁量で介入する権限をアンタンダンに与えた。アンタンダンは司法機関を含むすべての官庁で上席を占め、決定的な意見を述べ、独立に判断を下し、欲するならば官庁間の権限・管轄をめぐる争いを決裁することができた。アンタンダンは包括的な警察権を行使し、とりわけ都市と農村に監視の目を光らせ、土地の官庁に対する苦情を受領し、それに決裁を下した。そしてこうしたすべてのことを、ただ彼のみが知悉し、彼が携えてきた王の大権以外のいかなる権限に依拠することなく成し遂げた。また彼はそこから派遣された王の評議会以外に召喚されることもおそわらなかつたのである。」Hintze, "Der Commissarius und seine Bedeutung in der allgemeinen Verwaltungsgeschichte", in Hintze, *op. cit.*, p. 248-249.

(31) Brian M. Downing, *The Military Revolution and Social Change: Origins of Democracy and Autocracy in Early Modern Europe*, Princeton University Press, 1992, pp. 121-124.

- (32) アレクシス・ド・トクヴィル、小山 勉訳『旧体制と大革命』ちくま学芸文庫、一九九八年、一五四—一五九ページ。
- (33) Pierre Goubert (translated from the French by Maarten Uitee) *The Course of French History*, London and New York, 1988, p.125.
- (34) ヘネディクト・アンダーソン、白石さや・白石 隆訳『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行——』NTT出版、一九九七年、八二ページ参照。
- (35) トクヴィル、前掲書、三六〇ページ。
- (36) Cited in Boyd C. Shafer, *Faces of Nationalism*, New York and London, 1972, p. 63.
- (37) トクヴィル、前掲書、三三六—三三三ページ。
- (38) シェイエス、大岩 誠訳『第三階級とは何か』岩波文庫、二二—二九ページ。
- (39) リン・ハント、松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』平凡社、一九八九年、四三—四四ページ。
- (40) 同、一三四—一四六ページ。
- (41) Carlton J. H. Hayes, *The Historical Evolution of Modern Nationalism*, New York, 1968, pp. 54-55.
- (42) Hans Kohn, *Prelude to Nation-States: The French and German Experiences 1789-1815*, Princeton, 1967, p.64.
- (43) アルフレート・ファークツ、望田幸男訳『軍国主義の歴史 1——封建騎士団から大衆軍隊へ——』福村出版、一九七三年、二一四—二二一ページ。
- (44) フリードリッヒ大王の指示は以下の通りである。「脱走を防ぐことはあらゆる將軍の極めて重要な義務である。このことはただ以下のような方法によって達成し得る。すなわち森の傍らでの野営を避けること、人を遣ってテントの兵士をしばしば訪れさせること、野営地の周りを軽騎兵にパトロールさせること、夜には穀物貯蔵所に軽武装の歩兵を置き、暗くなると前哨基地の騎兵を二倍にすること、隊列から兵士が脱落することを許さず、将校をして、いついかなる場合にも兵士が隊形を組むよう指導するように義務づけること、掠奪を厳しく罰すべきこと、行軍日には軍が武装し隊列を整えるまで歩哨の任務解除を村落で行わないこと、夜間に行軍しないこと、行軍日にはいかなる兵士も自分の小隊を離れることを厳しく禁ずること、歩兵が灌木地帯を通過する際には側面を軽騎兵でパトロールさせること、パン、肉、ブランドー、藁、等々、軍隊に必要なものが欠けていないか確かめるよう絶えず警戒を怠らなむ」 Hans Delbrück (translated from the German by Walter J. Renfroe, Jr.) *The Dawn of Modern Warfare: History of the Art of War*, University of Nebraska Press, 1985, p. 413.

(45) ファークツ、前掲書、二六三ページ。

(46) 以上のプロイセンの軍事改革に関しては、同、二五二―二八二ページ参照。

(47) Kohn, *op. cit.*, pp. 282-288.

(48) ゴーロ・マン、上原和夫訳『近代ドイツ史』1、みすず書房、一九七三年、五二ページ。

第四章 ナシヨナリズムの論理

以上に見てきたようにフランス革命が解き放ったエネルギーは、世界のいたるところに浸透してゆくこととなる。革命戦争、ナポレオン戦争の惨禍からヨーロッパを再建せんとしてウィーンに列強が参集し、ナシヨナリズムではなくて正統思想と勢力均衡に立脚してあらたなヨーロッパの政治地図を描いたのもつかの間、ナシヨナリズムは一九世紀のヨーロッパを規定する思想と運動へと成長をとげてきた。はたしてフランスでは正統性原理に依拠して王制を復活せんとした試みは七月革命であえなく挫折する。そしてこの革命によって王座についた「市民王」ルイ・フィリップは、その名の通り、国民的支持をその統治の拠り所とした。

「彼は抜け目なく鋭敏で、宗教問題には寛容であった。芸術や文学にはほとんど惹かれることがなかったが、その他の分野には広い関心を持ち、産業のあらゆる分野に魅惑されていた。彼の習慣と趣味は簡素で気取りがなかった。貴族的な華美と虚飾を嫌悪し、純粹に中産階級的な見方を好み、身につけた。彼は自分の子供たちを中産階級の学校へ通わせたが、ブルボン家の王位継承者であった若きボルドー公は、個人的な家庭教師を雇うという王侯的な伝統に忠実であった。ルイ・フィリップが制服を身にまとうとき、通常それは国民軍の制服であった。その他の場合に彼は、シルクハットにフロック・コート、傘を手にといういでたちで、パリの商店街と並木道をそぞろ歩きしているのがよく目撃され

た。彼はブルボン王朝の華美と作法を棄て、いつでも人民代表に会う用意があった⁽⁴⁹⁾」、とイギリスの歴史家は書いている。

他方、フランスと比較して、政治的に安定していたイギリスにおいても、その政治の底流では、徐々にではあるが変化が起っており、やがてそれは政治体制そのものを大きく変えてゆくこととなった。ハーゲン・シュルツは、一八三二年の選挙法の改正に注目し、そこに国民的原理の着実な進展を認めている。シュルツによればこの選挙法の改正によって増加した選挙人の数は三〇万人余りであり、選挙人の総数も八〇万人強で、全体としてみれば、必ずしも多いものではない。しかし選挙区の線引きに大幅な変更が加えられ、以前にはいたるところに存在した「腐敗選挙区」が大幅に減少したとき、それは議会のあり方に質的な変化を惹起した。というもの「腐敗選挙区」では、選挙人の数が極端に少なく、有力者による選挙操作が行われていたのに対して、選挙法改正以後、一握りの有力者、さらには彼らの後盾となっていた国王の影響力が減退し、議会は国民代表としての性格をより強く帯びるようになったからである。はたしてこの選挙法改正以降、選挙結果にはより民意が反映されるようになり、経済的、社会的変化が議席数の変化に連動するようになる一方で、議会の実権も国王と国王を支える貴族の手から滑り落ちるようになってくる。それと同時に国王が後生大事にしてきた特権、すなわち議会の同意なしに行政官を任命する特権も行使しえなくなり、議会のなかでも下院の力が増大してゆくこととなったのである⁽⁵⁰⁾。

それはイギリス議会、さらにはイギリスの政治システム全体に国民的原理が浸透してゆくプロセスを示すものである。他方、目をイギリス、フランス以外に転じてみても、多くのところでナショナリズムの進展を見て取ることができるであろう。ウィーン会議の後、ほどなくしてギリシアに反乱が勃発するが、それはフランス革命後に燃え上がった最初のナショナリズムの炎と目されるべきものである。また現在のベルギーはウィーン会議の結果、フランスを牽制する

ために、その北方に強力な国家を配置せんとする意図から、オランダと一体となってネーデルラント王国を構成することとなったが、このベルギーが独立を獲得するのは、この時代のことである。それと同時にイタリーでは陰謀や革命運動が頻発し、さらに運動は中・東欧へと波状的に波及し、旧き国家体制の屋台骨を揺るがす一方で、新たな国家を建設せんとする動きが各地で頭をもたげてきた。この意味で一九世紀のヨーロッパの歴史は、ナシヨナリズムの歴史とみなして過言でない。またこの時代には、自由に向かって進歩してゆく過程と世界史を捉える見解が支配的となってきたが、こうした時代の趨勢を後押しするにあたって、ナシヨナリズムにポジティブな役割が期待されていた。

周知のようにジョン・ステュアート・ミルが「政府の境界と民族の境界とが原則として一致することこそが、自由の諸制度にとって一般に必要な条件をなしている」⁽⁵¹⁾と述べたとき、そこにはこの時代のナシヨナリズム観が的確に表現されている。ミルによれば以上の命題は、被治者の同意に基づく政治体制が確保されてこそはじめて自由が保障されるという確信に発するものである。そして被治者の同意が真に影響力を発揮するためには、住民相互の言語や文化、さらには歴史認識の点で、際立った相違が存在していないことこそが、その不可欠の前提をなしていた。というのも住民が異なった言語を話しているとき、住民相互間のコミュニケーションが阻害されることとなるゆえに、人々の間に生き生きとした共同意識が形成されてくることがなかったからである。また歴史的経験を異にする場合、同じ事件が人々の間で全く異なった意味合いを帯びて受けとめられてくることとなるであろう。

「自由な諸制度は、相異なる民族によって構成されている国では、およそ不可能である。人々の間で同胞意識が存在せず、とくに彼らが異なった言語を読み、かつ話しているならば、代議政体が機能する上で必要とされる、一体的な世論は存在しえない。意見を形成し、政治行動を決定するに際して発揮される影響力は、国を構成する部分によって異なっている。あるリーダーが国のある部分で信頼を得るかと思えば、全く異なった他のリーダーが他の部分で信頼を得

ているからである。彼らのもとに到達するのは、同じ書物、新聞、パンフレット、演説ではない。国のある部分は他の部分でいかなる意見や煽動が広まっているかを知らない。同じ事件、同じ行為、同じ政治体系が、異なった方法で彼らに影響を与える⁽⁵²⁾」とミルは書いている。

ミルによれば、ある国に二つ以上の民族が存在している場合、政府に対する反感よりも、民族相互間の反感の方がより強いものである。したがってある政府の政策が自分たち以外の民族の反感をかきたてるだけで、当の政策に対する賛成へと誘ってゆく充分な動機となっている。そればかりか、多民族国家にあって、兵士が民衆と異なった民族の出身者によって編成されている場合、兵士が民衆に銃を向けるに際してなんらの躊躇も感ずることがないにちがいない。しかも多民族構成が孕む問題性は、近代に入ってからより深刻なものとなってきた。ミルによれば原始的な状態では、たとえ多くの民族が一つの政府の支配下にある場合でも、住民の意思が政治に反映される途が閉ざされているゆえに、住民相互の違いが問題とはなり得ない。それに対して人々の政治意識が覚醒されるにつれ、多民族構成は深刻な意味合いを帯びることとなったのである⁽⁵³⁾。

ここで強調されているのは、自由の実現へと向かう人類史のなかで国民国家が果たすポジティブな役割、これである。それと同様、イタリーの独立運動の理論的な立役者マツティーニにとつても、ナシヨナリズムとは、人類を平和と安定へと導く一里塚であり、民族はそうした目標を達成するための神の道具さながらと位置づけられていた。マツティーニによれば、これまで戦争につぐ戦争、征服につぐ征服が繰り返されてきたのも、一握りの為政者の手に国政が委ねられ、彼らの征服欲、他国に対する嫉妬心を制御しえなかったがためである。また人類が貧困と停滞に甘んじてきたのも、異民族の専制的支配下で、民族に内在する個性が開花する途が閉ざされていたがためである。したがって異民族支配のもとで苦吟する民族の独立を取り戻すことこそが、人類の平和と安定を確保する上での第一の義務にほかなら

ない。そしてそうした状況が実現された暁には、諸国民は平和のうちに暮して未曾有の文化的進歩を達成することとなるであろう。

「それは、人々に内在する自発的な性向に依拠した自然による区分によって、悪しき政府による恣意的な区分にとつて代わらせることである。そのときヨーロッパの地図は書き換えられることとなる。人民の自由な声によって形作られた国々が、王や特権のカーストの廃墟の上に姿を現すが、こうした諸国民の間を律するのは調和と兄弟愛である。そしてそのときには、この世を真に支配する法則を発見し、それを適用することを通じて、全般的な改善を目指さんとする人類の努力は、それぞれの地方に分布する様々な能力が力を合わせることによって、平和的、進歩的に達成されてゆく。そのとき諸君はそれぞれ、強い愛情に結ばれ、同じ言葉を喋り、同じ性向を付与され、共通の歴史的伝統に育まれた人々と手を携え、全人類の利益のためにそれぞれが貢献することとなるであろう」⁽⁵⁴⁾、とマッツィーニは書いている。

その一方でマッツィーニは、国民を真にそれにふさわしいものへと仕立てあげてゆくために、国内の封建的な諸特権に対して厳しい批判の目をむけていた。というのもそれらは、相異なる権利と義務とで人々を分断することによって、一体的な意思を持つ集団として国民が行動する上で由々しき障害をなしていたからである。「一律的な権利なくしては真の祖国は存在しない。カーストや特権、不平等が存在することによって権利の一律性が侵害され、多くの個人の力や能力が抑圧され、眠り込まされ、共通の原則がすべての人々によって受け入れられ、認められ、発展させられていないところでは、真の祖国は存在しない」⁽⁵⁵⁾とマッツィーニは書いている。ここに表現されているのはナショナリズムに内包されている民主主義的な契機にほかならない。しかも民主主義なるものが一九世紀においてなお、古代ギリシアの暴民支配のイメージを払拭しきれず、総じて否定的な評価が下されていたとするならば、ナショナリズムに寄せられた広範な支持は、結果として民主主義の進展にも与っていたことであろう。

いずれにせよ自由を育み、反封建的な闘争を押し進める点でナショナリズムは一九世紀のヨーロッパで多くの支持を集めていたものの、しかし当のナショナリズムそのものに新たな潮流がたち現われてきた。というのもフランスにおいてナショナリズムは自国に対する忠誠を要求するものの、この国家なるものが自由、平等、博愛という政治的価値に依拠したものと捉えられていたのに対して、民族固有の文化や伝統を重んずるナショナリズムが次第に勢いを増してくることとなったからである。この意味で前者が政治的性格を帯び、さらにこの自由、平等、博愛という政治的価値が普遍的に妥当する意味で、「開かれたナショナリズム」であるとするならば、後者は文化的で、さらにいずれの民族もそれぞれ固有の生命力を宿していることを強調する点で、「閉じられたナショナリズム」とも目されるべきものにほかならない。そればかりか前者が究極的には人類一般へと収斂してゆくものと歴史を捉えていたとするならば、後者はこの世界の多元性こそを強調し、さらに前者がこの世界を諸個人の創造からなる世界と捉えていたのに対して、後者は超個人的な民族が、それ固有の法則に従って自己展開をとげてゆく場と捉えていたのである。

「独自で包括的な個性」という概念は、個人から国民共同体へと移し変えられ、この国民共同体は、無数の繋がりによって培われた創造的な力を兼ね備えたより高次の個人としてたち現われてくることとなった。国民はもはや諸個人が普遍合理的な原理に基き、相互の利益のために相結合した法的な集団ではなかった。むしろそれは、それぞれの仕方ですべてに有機的に発展をとげてきたものであり、それ固有の法則に依拠して生成する自然的・歴史的、創造的な現象にほかならなかつた。文明や法はもはや諸個人の自覚的な努力の所産ではなくて、共同体の無意識的な生成、人々に内在する力の無意識的な生成の所産とみなされた。生き、成長し、奮闘し、しばしば権力と拡大を求めんとする志向にかき立てられたこの国民的な個性は、実現すべき特別の使命を帯びた、ある神的な事象の顕現にほかならなかつた」とハンズ・コーンは書いている。

もつともこうした新たな類いのナシヨナリズムが、往々にして自らの権力とその拡大を求めて諸民族が相争う闘争的世界として歴史を捉えがちであつたものの、多様な民族がおのの、自らの個性を充分に花開かせつつ相共存する場とこの世界を捉える見方もそこから引き出すことが可能である。じじつこの派の鼻祖、ヘルダーにあっては独自の個性を開花させた諸民族が平和裡に共存する万華鏡的世界とその豊饒さこそが称揚されていた。この意味でヘルダーにとって闘争的世界観は無縁のものであり、普遍妥当的な幾何学的原理によつて支配された画一的な世界ではなくて、独自の民族的個性を完全に開花させた繚乱たる多様な世界こそが人類のあるべき姿にほかならない。⁽⁵⁷⁾しかしこのように平和的な相の下に世界が捉えられた場合でも、フランス的^{II}西欧的な政治的ナシヨナリズムと文化的ナシヨナリズムとの間には、その作用に質的な差異を認めることができるであらう。というのもも前者にあっては普遍的原理を体現した諸個人が、それに依拠して新しい政治社会を構想するという作爲的側面が強調され、つきめたところ人は自由に国民を選択しうるといふ見解が含蓄されていたのに対して、後者にあつて個人はある特定の民族に生れ落ち、母乳と共に民族の精神を吸収して成長してゆくと捉えられていた以上、民族と民族とを分け隔てる壁は、はるかに高く、堅固であつたからである。

この意味で国民を目して「日々繰り返される人民投票」と主意主義的に捉えるエルンスト・ルナンが、同時にまた普通の国民文化的伝統を形成するためには過去の掘り起こしと同時に過去の忘却、それどころか掘り起こしよりもむしろ忘却こそを強調していることは示唆的であらう。じじつルナンは言語の重要性を指摘しつつも、スイスの例を引きつつ、「言語」よりも国民たらんとする「意志」こそがより重要であると断じている。⁽⁵⁸⁾そればかりか自己固有の国民文化的伝統の発掘は、人々の間に生き生きとした共属感情を生み出すこととなるものの、他面ではその過程で多くの事実を忘却する必要が力説されていたのである。

「国民の本質とは、すべての個人が多くの事柄を共有し、また全員が多くのことを忘れていくことです。フランス市民は誰一人、自分がブルグンド人、アラン人、タイファル人、ヴィシゴート人のいずれの後裔だか知りません。いかなるフランス市民も、聖バルテルミの虐殺、十三世紀の南仏で起きた虐殺を忘れていなければなりません。フランスには、自分がフランク人の血を引いていることを証明できる家族は十指に足りません⁽⁵⁹⁾」とルナンは書き、したがって過去を掘り起こす歴史学の発展は、国民形成にプラスであるどころか、むしろマイナスに作用すると揶揄している⁽⁶⁰⁾。

それに対して文化が国民ないし民族を構成する基本的な要素と捉えられるとき、質的に異なった状況がたち現れてくるであろう。というのも文化、とりわけ国民の精髓を構成する文化なる言葉には、遙か昔から連綿として受け継がれてきた不変の価値ないし伝統という意味合いが多かれ少なかれビルト・インされていたからである。こうした点を踏まえてノルベルト・エリアスは、ドイツでとりわけ強調されてきた「文化」(Kultur)なる概念には「社会の特性を本質的に不変なものとして捉え」る傾向があり、「集団内部で世代から世代へと伝えられてきた過去や伝統が強調されるようになった⁽⁶¹⁾」と断じている。それは理性の普遍性に依拠して社会を根本的に作りかえようと志向し、過去ではなくて未来にこそ実現すべき理想を見出し、自らをその前衛と任じたフランス革命時のフランス・ナシヨナリズムと対極に位置するものにほかならない。またこのフランス・ナシヨナリズムが世界に冠たるフランス文化を強調し、未来にはなくてはならない過去、すなわちフランスがこれまで達成してきた実績を強調するようになった後においてもなお、これら両者の間には、質的な相違が介在していた。というのも未来から過去へと転換した後においてもなお、そこには普遍主義的な傾向が投影されていたからである。

それは、エリアスによればフランスでは「文化」ではなくて「文明」なる概念が多用されていたことに端的に表明されているものである。換言すればフランス文明なるものは、これまでフランスが達成してきた成果ではあるが、同時に

またそこには人類全体に妥当する普遍的価値を実現せんとする契機が秘められていた。それに対してドイツにあって「文化」が強調される時、普遍的ないし人類的な価値が希薄であるばかりか、逆に希薄であるゆえにこそ独特の価値あるものと位置づけられていたのである。⁽⁶²⁾

それゆえにドイツ・ナショナリズムは、フランスのナショナリズムと比較してより排他的であることは否めない。それに加えて中・東欧の他のナショナリズムも文化的伝統を重視する点で、同じような性格を有していた。第一に、ドイツと同様、これらの地域のナショナリストにとって、圧倒的に優勢で普遍妥当性を主張する西欧文化から自己固有の文化的伝統を守護せんとするとき、いきおい各民族のうちに宿る民族的個性を強調することとなる。第二に、フランスであれ、あるいはイギリスであれ、ナショナリズムが登場してきたときには、国民国家の基礎となりうる国家組織が既に形成されていたのに対して、中・東欧ではあるいは分裂状態を呈し、あるいは多民族を支配する帝国支配下において、依拠すべき国家が存在しなかった。換言すれば前者における国民国家の形成は既存の国制に対する批判として登場し、したがってその言説もすぐれて政治的な色彩を帯びていた。それに対して後者では依拠すべき国家が存在しなかった以上、まず国家を建設することから始めなければならなかった。そしてその際、ナショナリストは古の民話を収集する一方で、歴史を探求し、その中から自分たちの民族固有の文化的伝統を導き出すことによって、新生国家に内実を与えようとした。このように中・東欧のナショナリズムにあって文化的ナショナリズムが優勢をしめるとき、ナショナリズムは西欧のナショナリズムと異なつて、国内的にも、国際的にも幾多の不和内訌を経験することとなる。しかもこれらの地域の政治状況も西欧とは異質なものであったのである。

注

- (49) Leonard W. Cowie and Robert Wolfson, *Years of Nationalism: European History 1815-1890*, London, 1985, p. 73.
- (50) Hegen Schutze (translated from the German by William E. Yuill), *States, Nations and Nationalism: From the Middle Ages to the Present*, Malden and Oxford, 1996, pp. 202-204.
- (51) John Stuart Mill, *Representative Government*, in, Mill, *Utilitarianism, Liberty and Representative Government* (Everman's Library), London, 1910, p. 362.
- (52) *Ibid.*, p. 361.
- (53) *Ibid.*, pp. 361-362.
- (54) Joseph Mazzini, *The Duties of Man*, in, Mazzini, *The Duties of Man and other Essays* (Everyman's Library), London, 1907, p. 52.
- (55) *Ibid.*, p. 57. なお以上のようなマッツィーニの思想に関しては、cf. Ignazio Silone ed., *The Living Thought of Mazzini*, 2nd ed., London, 1946, pp. 1-32, Fredrick Hertz, *Nationality in History and Politics*, London, 1944, pp. 384-392.
- (56) Hans Kohn, *op. cit.*, p. 171.
- (57) こうしたヘルダーの見解に関しては Hans Kohn, *The Idea of Nationalism: A Study in its Origins and Background*, New York, 1944, pp. 427-441. アイゼア・バーリン、小池 銈訳『ヴィーゴとヘルダー——理念の歴史：二つの試論——』みすず書房、一九八一年、二八一ページ以下。
- (58) エルンスト・ルナン、鶴飼 哲訳『国民とは何か』ルナン他『国民とは何か』インスクリプト、一九九七年、五六ページ。
- (59) 同、四八ページ。
- (60) 同、四七ページ。こうしたルナンの所説は、ナショナリズムの核心をついており、ゲルナーもまた盛んに引用するが、しかしこの言説の背景には、すぐれて政治的な動機があった。それはアルザスをめぐる状況であり、普仏戦争の結果アルザス語とドイツ語との近似的、人種的根拠に依拠して当地をドイツが併合したのに対して、住民の間で依然としてフランスへの帰属感情が強いことを踏まえて、主張されたものである。参照、南 充彦「国家、民族をめぐるフランスの問題状況」、木村雅昭、廣岡正久編『国家と民族を問いなおす』ミネルヴァ書房、一九九九年、一四三—一四四ページ。

(61) ノルベルト・エリアス（ミヒャエル・シュレーター編）青木隆嘉訳『ドイツ人論——文明化と暴力——』法政大学出版局、一九九六年、一六一ページ。

(62) 以上に関しては、同、一五八—一六一ページ参照。

第五章 多民族帝国とその解体—ハプスブルク帝国の場合—

西欧から、中・東欧へと目をむけると、住民の流動性が、これら両地域を分ける一つの特徴としてたち現れてくる。一八四〇年代にロシアを広く旅行したプロイセン人ハクストハウゼンは、ロシア農民の特徴を、彼らの流動性に出している。ハクストハウゼンによれば、ロシアの農民にあつて生まれ故郷に対する愛着が強くもなければ、持続的に労働しようとする意志も薄弱で、彼らはより有利な耕作条件、肥沃な土地を求めて常に移動を繰り返していた。それは中世の封建領主さながら、近世にいたつてもなおグーツヘルが農民を土地に縛りつけてきた、彼の故国プロイセンと際立った対照をなすものである。そしてこうした移動性は、ロシアの国民的性格を規定するまでになっていた。

「ロシア人の国民的性格には独特の不安定性と流動性が見うけられる。いかなるところでも確固たる形式に出くわすことがない。ロシア人は規則や特定の方向への規律づけを好まず、その人生、職業において確固たる場をもつことを欲しない。彼は最大限の独立性を求め、自由に動き回ることを欲し、家にいるかと思えば気が向けば道路に繰り出すのである。かれは厳格な規律や儉約に服することを欲しなかつた。ロシア人は親切で、食糧と飲み物に関しては気前がよく、自分自身の蓄えを気にかけることもなかつた。彼は危険、賭け事、投機を好み、多額の金が彼の手をすりぬけてゆくの、小銭を思い煩うこともなかつた。家庭生活においては両親と子供、父と子、夫と妻との間に明確な関係を設定

することには我慢がならなかった⁽⁶³⁾」とハクストハウゼンは書いている。

ここで彼が暗示しているのは、ロシア農民の移動性がロシア社会の流動性、無規律性を生み出し、そこに生じてくるロシア社会のアーキーな性格が、ロシアに専制を生み出す背景となっていること、これである。それに対していま一つの帝国ハプスブルク帝国はより西欧的な特徴を有していたが、しかしここにおいても住民の移動性は西欧と比較して、より顕著に認められた。というのもこの地はアジアのステップ地帯からの侵入に絶えず悩まされることとなったからである。周知のように九世紀に中央アジアのステップから突如として出現し、この地一帯を荒らしまわったばかりか、遠く西ヨーロッパにまで掠奪のツメ痕を残したマジヤール人は、その代表的な例にほかならない。また時代が下って一三世紀以降、オスマン・トルコの軽装騎兵は、すぐれた機動性を発揮してヨーロッパの軍勢を打ち破り、バルカン半島からハンガリーの大半を永年にわたって支配した。その一方でこの地帯一帯でゲルマンとスラヴの両民族が、あるときにはゲルマンが優勢になるかと思えば、あるときにはスラヴが失った領土を回復する等、時代とともに興亡を繰り返し、それに伴ってこの地に民族移動がひきおこされることとなる。さらに一八世紀以降、オスマン・トルコが衰退の兆を見せ始めるや、かつてのトルコ領に失地回復をめざして、スラヴやゲルマンの諸民族が続々と進出してくることとなったのである。

「広大な地域で民族的な境界が前進、後退を繰り返し、大変動を伴いつつ定期的に新たな民族が侵入してくる等、こうした絶えることなき運動は、諸民族の混交状態をもたらしたが、それらはより安定していた西欧が久しく経験しないものであった。こちらでは始めからこの地に住んでいた人々が、孤島さながら、近づき難い山間部や沼沢地でもとのままの姿を保っているかと思えば、あちらでは過去に波状的に侵入してきた連中の忘れられた子孫が、その仲間が撤退、あるいは殺戮されたにもかかわらず取り残されていた。平原が山々に接する地域では、農耕民族が平原地帯を占拠する

一方で、昔から牧夫であった異なる民族が高原地帯を徘徊しているかと思えば、他の地帯では僅かばかりの征服者が、彼らが服属させた多数の住民の真中に、一団となって腰を据えていた⁽⁶⁴⁾とC・A・マカートニーは書いている。

それはまさしくこれらの地域がすぐれて流動的な状況を呈していたことに由来するものである。それに加えてこの帝国が迎った歴史も、民族構成の複雑化により一層の拍車をかけていた。たとえばハンガリーをオスマン支配から解放した際、マジヤール人に加えて、自治と引き換えにセルビア人やドイツ人の移住を促すこととなったが、それは帝国支配につきものの分割統治の原則に則ったものである⁽⁶⁵⁾。またオスマン・トルコ相手に数世紀にわたって戦いを繰り返してきた過程で、これら両帝国の境界地帯一帯に「軍事国境」が設定され、城塞に駐屯する正規兵を補強するために「国境守備隊^{グレンツァー}」としてセルビア人、クロアチア人、ルーマニア人を屯田兵としてそこに配したとき、後の時代に厄介な遺産を残すこととなったのである⁽⁶⁶⁾。

「二六世紀と一七世紀にオスマンの抑圧を逃れてきた大勢の正教徒セルビア人はクロアチアの国境守備隊を補充する大きな源泉となった。ハプスブルク支配下ではかつてのクロアチア王国の残滓しか残っていなかったため、セルビア人を徴用することが不可欠であった。彼らの定住は、しかしながら正教を奉ずるセルビア人とカソリックを奉ずるクロアチア人とを明確に分ける確固たる言語的、文化的な境界線の絶望的な混乱を意味していた⁽⁶⁷⁾」とジョン・A・アームストロングは書いている。そこでは他国に対する軍事的な備えが、西欧で見られたように国内の統一を強化するのではなく、民族構成を複雑化するという逆のベクトルが働いている。しかもオスマン・トルコ帝国の衰退に伴って、国境が南に移行してゆくのに応じて、次々と国境守備隊が設置されたとき、きわめて錯綜した状況がたち現れてきた。

それに加えてこの地が西欧諸国と比較して後進的であったことも民族構成を複雑化した。というのもそうしたところではもとの住民をよき農夫、鉱山主、さらには商人や企業家、行政官へと仕立てあげようとするよりも、発達した

地域からこうした人々を連れてくる方が、はるかに安上がりであったからである。例えばドイツ人鋤夫は一三、四世紀の昔からポヘミヤで、さらにその後もバルカンやカルパチア地方で、もっぱら鋤山経営に携わっていたが、それは彼らの技術的優秀さのためである。同様にドイツ人の農夫は、そのすぐれた耕作技能ゆえに、この地の支配者にとって垂涎の的であり、農奴制が一八—一九世紀に至るまで支配的であったこの地域で、自由農民的地位を保障する等、様々な特典でもって移住を勧誘したものである。また中世以来ハンザ商人はこの地方で歓迎され、さらに産業化が進展してゆくに
つれ再びドイツ人企業家が誘致されることとなったのである。⁽⁶⁸⁾

こうした結果、これらの地域で都市住民は圧倒的にドイツ人からなっていた。しかもこのことはこの地において国民形成を遅らせる上で、微妙な影響を及ぼしていた。というのも西欧諸国で国民形成がなされるにあたって、都市市民と貴族こそが、国王に対して社会一般の利益を代表するものとして、議会やサロンを足場に国民的意思を結集、表明する上で重要な役割を演じていたからである。⁽⁶⁹⁾それはイギリスで典型的に認められる現象であり、さらにフランスでもサロンが上層ブルジョワジーと貴族との知的交流を促進する上で重要な役割を演じている。それに対して、大洋に浮かぶ孤島さながら、都市が周囲の農村とは異質な民族によって構成され、異なる文化、言語、さらには異なる法体系——都市の多くはマグデブルク都市法ないしそれをモデルとした都市法を擁していた——によって支配されていたここでは、国民を代表する新たな政治勢力が登場してくる余地は限られたものでしかなかったのである。⁽⁷⁰⁾

いずれにせよこの帝国は、様々な民族があちこちに点在する「つぎはぎだらけの布団」⁽⁷¹⁾さながらの様相を呈している。それに加えて都市と農村に貴族とが反目し、さらに国家による統合が進展しなかったこの地では、ナシヨナリズムも西欧とは異質な性格を帯びていた。それは知識人を担い手とする運動であり、自己固有の文化的伝統を発掘することによって国民意識を涵養せんとするすぐれて文化的な傾向を帯びた運動である。またそこでは言語が重要な役割を演じ

ていた。それはこの地の知識人が民話や神話を収集する過程で目覚めてきたものであったが、一八世紀から一九世紀の始めにかけて、文法書や辞書が編纂されるにつれて明確な形をとるようになってきたものである。⁽⁷²⁾そしてそうした運動が、近代世界を規定するいま一つの基本的な動向とぶつかるとき、この帝国を揺るがす政治的な運動へと発展してゆくこととなったのである。

それは一七八四年にヨゼフ二世が発布した言語令と、それがひきおこした混乱に端的に見出しうるものにほかならない。そもそもこの言語令は、これまでラテン語に加えてドイツ語、フランス語、イタリー語が行政言語として使用されていたのに対して、以後ドイツ語に統一せんとするものであり、激しさを増してきたヨーロッパの国際情勢、なかななく台頭著しい北方のプロイセンとの領土争いを勝ち抜くために、従来の粗放的な帝国経営に終止符を打たんとするものである。⁽⁷³⁾この意味でこの施策は、コトレ言語令と同様、行政の効率化を図ろうとするものであり、ナシヨナリズムとは無縁の措置であったが、フランスにおいては言語令が国内の言語的統一の一里塚となったのに対して、ここでは帝国の土台を揺るがす由々しき事態へと発展した。というのもドイツ語が行政言語となるとき、それは領内の非ドイツ人を行政から閉め出すことによって、彼らから生活の資を奪い、ひいては彼らの民族文化的伝統に対する深刻な脅威を突きつけることとなったからである。

「言語令はハンガリーにおいて、ドイツ的な慣習や制度に対する公的な憤激を引き起こし、それに伴って民族的な感情を噴出させた。これらは、ドイツ語やフランス語、ラテン語よりもマジャール語で教育を受けた人々の間で主張され始めた。抵抗の中心は都市であったが、しかし農村の人々もそれに加わるようになった⁽⁷⁴⁾」とロバート・A・カンは書いている。こうした反抗がハンガリーで激しく展開されたのは、ハプスブルク帝国を構成する諸侯国、地域のなかで、もともとハンガリーが独立王国さながらの地位と特権を享受していたためである。換言すれば言語令の背景にある帝国行

政の合理化は、ハンガリーの独立性を蚕食する危険を秘めたものであり、そして行政言語のドイツ語化は、その実ドイツ人——かれらは一八二〇年代までハンガリーの都市でも圧倒的多数を構成していた⁽⁷⁵⁾——に有利となる反面、台頭してきたマジャール人知識人を行政世界から締め出す危険を秘めていた。この意味で言語令はマジャール人の官僚予備軍の利害関心と真つ向うから対立するものにほかならない。しかもマジャール語が行政言語として認められないとき、前途有為な青年がマジャール語の修得に熱を入れなくなるゆえに、マジャール語、さらにはハンガリー文化も時代と共に衰退してゆくこととなるであろう。

このときマジャール語による演説が人気を博し、人々も民族衣装を好んで着用するようになったと報告されている⁽⁷⁶⁾。また運動が都市から農村へと拡大していったとされるとき、それはたんに知識人の運動にとどまらず、ハンガリー民族運動そのものへと発展してゆく契機を萌芽的に秘めたものである。

もっともこの言語令がヨセフ二世の死（一七九〇年）と共に撤回されたとき、運動が一時的に沈静化したのは、事実である。しかし行政の効率化は時代の要請であった以上、行政言語のドイツ語化の動きはその後も持続し、それにつれてマジャール語の教育言語化、行政言語化を求める運動も、知識人や中小貴族——彼らこそが官僚予備軍の中核をなしている⁽⁷⁷⁾——を中心に、執拗に展開されてきた。この意味でハンガリーは、一九世紀前半のハプスブルク帝国で台風の目さながらの様相を呈している。はたしてマジャール語をめぐる問題は一八三〇年代に再燃し、さらに二月革命に端を発した革命の嵐がこの帝国を襲ったとき、ハンガリーがいち早く共和国を樹立し、ハプスブルク帝国からの独立を宣言する上で、原動力をなしていた。換言すればハンガリー共和国とは、往時のハンガリー王国に対する歴史的追憶と革命に先立つ知識人の運動とが合わさった結果出現したものにほかならない。しかもこの共和国は、それを弾圧するために派遣されたハプスブルク帝国軍相手に各地で激しい戦闘を展開することとなったのである。

ハンガリー革命が当時のヨーロッパに与えた衝撃は、革命の波及をおそれたロシアが、二〇万もの大軍をこの地に投入したことに如実に現れている。しかしその反面、この新生ハンガリー共和国は国内に脆弱性を宿してもいた。というのも上述したようにこの地がトルコ支配から解放されたとき、マジヤール人に加えてセルビア人たちの移住をも勧誘した結果、この共和国内部でも「つぎはぎだらけの布団」⁽⁷⁸⁾ しながら諸民族が混住しており、新生ハンガリー共和国でマジヤール人が全人口に占める割合は、四〇パーセントにすぎなかったからである。しかもこのマジヤール人が、生き生きとした国民意識を涵養するためには言語の統一が不可欠であると主張し、マジヤール語化を強引に押し進めたとき、共和国内部のセルビア人、クロアチア人、ルーミアニア人の激しい反発を招き、彼らの多くを帝国側に押しやってゆくこととなったのである。⁽⁷⁹⁾

いずれにせよ以上の事態は、多民族帝国における行政の合理化、集権化が、帝国を構成する諸民族の分化、独立の動きを惹起するという状況の古典的な事例をなすものにほかならない。またハンガリー共和国内部で尖鋭化した民族的不満は、帝国からの分離独立が問題の解決に資するどころか逆に複雑化するという点で、第一次大戦後にこの帝国の継承国家を見舞った運命を先取りするものである。

それと同時にこうした動きに踵を接してこの地に押し寄せた産業化にもナシヨナリズムを掻きたててゆく契機がベルリンに託されていた。というのも都市が依然としてドイツ人に支配されている一方で、産業化につれて周辺の農村部から非ドイツ人が都市へと流入し、彼らがドイツ人の経営する工場で労働者として働くようになるにつれて、階級対立と民族対立とがオーヴァラップしてたち現れてくることとなったからである。

もともとトルコ支配の破壊的なツメ痕を拭いきれなかったハンガリーを含めてハプスブルク帝国がこの時代、依然、農業社会の様相を留めていたことは否めない。しかしそうしたなかにあってポーヘミヤ地方は古くから織維産業やガラス

製造で令名をさせた地域であり、しかも伝統産業に加えて一九世紀に入って食品工業や機械工業が発達してくるにつれ、帝国内部で経済最先進地域の様相を呈するようになってきた。はたしてプラハはかつて圧倒的にドイツ人の町であったところが、一八八〇年にはドイツ人の比率が一四パーセントにまで減少して(80)るが、これは農村部からのチェコ人の流入によって引き起こされたものである。しかも移住してきたチェコ人がドイツ人の監督者のもとで苛酷な労働を強いられていたばかりか、スラムに押し込められ、劣悪な環境で生活することを余儀なくされたとき、問題はより深刻な様相を呈するようになってきた。

いずれにせよ一八四八年にプラハでも革命的状況が生じたものの程なく沈静化したのに対して、一九世紀の末には、ハンガリーに代わってチェコが帝国の土台を揺るがす問題性を帯びて姿を現してくるが、それはまさに以上のような状況に規定されたことである。しかもこの地にあっても言語が主たるイッシュューとして登場してきたが、そこにも産業化が影を落としていたことを強調しておこう。というのも近代産業社会とは、農業社会と比較してはるかに複雑な社会であり、それを摩擦なく運営するためには、読み書き能力が不可欠であったからである。農業労働の場合、その労働の多くが単純で、沈黙のうちになされる以上、読み書き能力は必ずしも必要とされているわけではない。それに対して工場労働者の場合、機械の仕様書の指示どおり働くこととなるゆえに、読み書き能力は仕事を能率的にこなす上で必要なものである。また労働者がある部署から他の部署へと配置転換され、新たな仲間と共に新たな機械を相手に働く場合、新しい環境に適応する上でも、読み書き能力は重要な役割を演じている。それに加えてそうした能力は彼らが工場からオフィスへと取り立てられ、さらに彼らじしん、中・小の企業家として活動するようになるにつれ、死活的な意味を帯びてくるであろう。(81)

「一九世紀後半のオーストリア民族問題の本質は、産業革命の進展とともに被支配民族の間にも徐々に中間的市民層

が現われ、彼らを中心とする民族的反抗が国内各地のドイツ人の支配的地位を脅かしはじめた点にあり、とりわけチェコ人の運動の原動力は、彼らの目覚ましい経済発展にあった⁽⁸²⁾と矢田俊隆氏は書いている。もとより新たに移住してきたチェコ人にもドイツ語教育の機会が開かれており、ドイツ語を修得した場合には、社会的名誉ある地位が閉ざされていたわけでもなかった。しかしチェコ語を学び取ったチェコ人にとって、自らの言語的優越性を褒めたたえる知識人の言説は、心地よく響いたに違いない。また知識人が蒐集した民話とそれが描き出す麗しい田園風景は、自分たちの住むスラムと際違った対照をなすものである。したがって日々の生活が惨めであればあるほど民族のふるさとに対する憧憬は昂じてゆき、それと同時に自らの民族の魂を体现するチェコ語に対する愛着も強まっていったことであろう⁽⁸³⁾。

はたして一九世紀の後半にチェコ人の間にチェコ語による教育が普及してくるのは、以上のような状況に促されることである。それと同時にチェコ語がこの地の主要な政治問題となり、チェコ語の教育言語化、行政言語化を求める運動が次第に高まりを見せるようになってきた。それは自分たちの言語に対する愛着に加えて、より直接的にはチェコ人が、労働者から身を起こし、実業界や官界、さらに知的職業分野等、広く社会に進出してくるにつれて生じてきたものである。そして幾多の妥協を重ねた後に、チェコ語とドイツ語とを同格のものと位置づけ、すべての官庁に対して、そこに問い合わせてきた言語で答えるように義務づけたとき、言語問題は收拾のつかない混乱を惹起した。というのもチェコ人でドイツ語を解する人が多数いた反面、ドイツ人でチェコ語を解する人が殆どいなかったため、そこにはドイツ人を官界から締め出す危険が秘められていたからである。

このとき、反対運動の先頭にたったのは、以上のような政策の影響をまともに蒙る大学生であったが、しかし彼らに続いて工場労働者や農民、さらには敬虔なカソリック教徒もまた「ゲルマン人的熱狂」のとりことなると報告されている⁽⁸⁴⁾。それは「ドイツ人が自分たちを文化的にも道德的にもチェコ人に優越するとみなしており、ドイツ人にとって

チェコ語は片田舎の言葉であり、ドイツ語と同等の地位を認めるなど沙汰の限りである⁽⁸⁵⁾と蔑んでいたがためである。その一方で、チェコ人の側にあっても従来のようにドイツ社会への同化ではなくて、むしろチェコ人のままでいることこそがジャーナリストや政治家、医師、技師として成功するための条件となり、ドイツ社会との同化を拒否するに及んだとき⁽⁸⁶⁾、議会や街頭でドイツ人とチェコ人との間に熾烈な民族闘争が戦わされ、ついにはプラハに戒厳令がしかれるまでになったのである。

いずれにせよそれは産業化が生み出した副次的な所産にほかならない。しかも産業化が、その進展に緩慢の差があるとはいえ、時代の趨勢であり、さらに官僚制の合理化と効率化がこれまた避けて通れない時代の運命であったとしたならば、ハプスブルク帝国は次第に解決困難な問題に直面してゆくこととなったのである。もとより西欧でも、こうした二つの動きにより、旧き政治社会システムが根底から動揺させられたことは事実である。しかしそうした動きが、幾多の紆余曲折を経つつも、近代国民国家へと収斂し、国家と社会、経済のさらなる活性化へと帰結していったのに対して、ここでは帝国の屋台骨を直撃した。

それは多民族帝国が近代において辿った足跡を典型的に示すものである。それに加えて上述したハンガリーやチェコの運動がこの帝国の他の民族にも影響を及ぼしたとき、ナシヨナリズム運動はますます広がりを見せ始めるようになってきた。じじつ前述した「ゲルマン人的熱狂」に多くのドイツ人が感染したのも、もしもチェコ語に譲歩したならば、他の諸民族にも譲歩を余儀なくされるに違いないという恐れに発していたこと⁽⁸⁷⁾は、他の民族の動向を念頭に入れてのことである。はたしてマジャール人やチェコ人に続いてスロヴァキア人やルーミア人との間でナシヨナリズムが台頭し、自らの文化的、言語的独自性に依拠して政治的要求を突きつけるようになってくる。そればかりか従来は雑多な方言を喋っていたにすぎなかった南スラヴ人、すなわちスロヴェニア人、クロアチア人、セルビア人の間でも言語に対する関

心が芽生え、そこで育まれた文化的ナショナリズムが政治的ナショナリズムへと転化したとき、ハプスブルク帝国はい
たるところで軌みを見せ始めることとなったのである。⁽⁸⁸⁾

「民族国家は何世紀にもわたって存在したけれども、一九世紀以前には、文化ないし言語と政治国家との間にはなん
ら特別の関係は存在しなかった。ある国家は多かれ少なかれ文化的に統一されており、他のものは文化的にまったく異
なった要素から成りたっていた。このような事態は根本的に重大なものとはみなされなかった。ハプスブルク帝国の諸
民族はちがった言葉を語り、ちがった文化をもっており、共通の王朝に対する忠誠心をのぞけば、べつべつの政治共同
体でさえあったのだという理由からこの帝国を批判しようなどとは、誰も思いおよばなかったのである。旧制度に
とっては、どの国も善悪の区別はなかった。国家を定義するにあたって、共同体の紐帯も、また狭い直接的な意味で政
治的でない社会生活のあらゆる局面も、なんの役割も演じてはいなかった。国家とは法的な領土概念であった。それは
領地であり、その支配者はその土地の領主であった。新しい民族理念は、このような事態をまったく変えてしまった。
……これまで民族国家は歴史的事実であったのだが、いまやそれは一個の理論となった。民族国家はナショナリズムの
理論のうちに具象化され、その理論は、普遍的な民族国家の体系のなかで、文化的共同体と政治的共同体とを一致させ
ることを理想としたのである⁽⁸⁹⁾」とアルフレッド・コバンは書いている。

もっともハプスブルク帝国の解体は、第一次大戦末期の協商国側の戦後処理構想に含まれてはいなかった。むしろこ
れらの国々の主たる目標はドイツの弱体化であり、ハプスブルク帝国は、将来の対独障壁としてその存続が望まれてい
たものの、しかし幾多の紆余曲折を経て⁽⁹⁰⁾、民族自決の原則が適用されてこの帝国が解体されたとき、帝国の解体は平和
の到来を意味しなかった。というのも民族を分ける境界は明確でなく、多くの民族が混住状態に置かれていた一方で、
民族的帰属そのものも必ずしも人々に鮮明に意識されてはいなかったからである。じじつ言語がこの地において民族的

帰属を決めるメルクマールであつたが、言語の境界が不鮮明であるばかりか、当の言語の独自性に関してもしも共通の認識が共有されてはいなかつた。例えばスロヴァキア語とチェコ語の関係に関して、当のスロヴァキア人の間に置いてすら、カソリック側がスロヴァキア語の独自性を強調していたのに対して、フス派の伝統の継承者と自認するプロテスタント側が、栄光あるチェコ語との同一性を主張する等、見解の一致を見なかつたという⁹¹。それに加えて多くの民族がモザイク模様さながら入り組んでおり、しかもこれらの民族の少なからぬ部分が自分の言語の由来や自らの歴史的伝統に無関心なまま生活しているとき、民族の境界を画定する作業は至難のわざとなるであろう。

「政治的な民族感情が必ずや個々人の民族的帰属意識と合致すると仮定した場合でも、国民国家の理論には大きな危険が伴っている。この理論の主張者は、異なる民族間の境界は、明確で安定しており、したがってひとたび『力』が取り除けられるや、係争地域の問題は消え去ってしまうと考えがちである。不幸にもこうしたことは、現実には稀にしかおこらない。主として同質的な領域内部に住んでいる、小さくて孤立した少数者を度外視しても、少なくとも東欧では、それぞれの人種的な領域は、中間的な段階を介して隣りの領域と混ざり合っている。またある場合には二つの別種の民族が混住していた一方、境界領域の民族はしばしば人種的に混血で、二言語を話し、その帰属は不明確である。したがってある国民、すなわち形成途上にある国家が、個人的な民族帰属意識に依拠して独立を要求するとき、こうした境界領域の人々の状況はまことに困難なものとなる⁹²」とマカートニーは書いている。

ハンガリー、チェコスロヴァキア、ポーランド間の国境を画定するために、委員会の付託をうけたあるアメリカ人教授が、これら三国が交錯するカルパチア山脈のとある村落を訪れた際のことである。住民に国籍を尋ねたにもかかわらず、訳のわからないつづやきしか返ってこなかつたのに業をにやして「あなたはなに人か。すなわち、あなたはハンガリー人か、ポーランド人か、チェコ人か、スロヴァキア人か、ウクライナ人か」と問いなおしたところ、村人たちが

「われわれはこの地の出身だ⁽⁹³⁾」と答えたのは、そのなによりの実例にほかならない。

もっとも総体的に見た場合、一九一四年には中・東欧の全住民の二分の一が、民族的少数者であったのに対して、一九一九年には四分の一に減少した⁽⁹⁴⁾。この意味で民族的境界に国家の境界を合わそうとする努力は、一応の成果をあげたものの、なお三〇〇万もの人々が少数民族として取り残されており、しかも彼らの状況は以前とくらべて悪化するとはあっても改善されることがなかった。というのも新たに誕生した国家は、先行する帝国と異なって国民国家の原則にたち、治者と被治者の同質性を原則としていたからである。じじつこれらの新生国家が採用した同化政策は従来にもまして厳しいものであり、しばしばあからさまな差別政策を採った結果、少数民族に根深い反感を植え付けることとなったのである。

例えばハンガリーに厳しい戦後処理の結果、マジヤール人が多数、ユーゴスラヴィアに取り残されることとなったが、彼らの小・中学校が閉鎖され（但し、うち二校が最終的には再開）、土地の役人の彼らに対する態度は野蛮そのものであったという。また土地改革が実施され、マジヤール人地主から土地が没収されても、その土地がマジヤール人の手に渡るところか、代わってスラヴ人地主が居座り、しかも彼らのもとからのマジヤール人小作人を追い立てた結果、総じてマジヤール人農民の生活は悪化する一方である⁽⁹⁵⁾。

その一方でユーゴスラヴィアを構成する主要な民族であったセルビア人とクロアチア人との間にも、深刻な不満が渦巻いていた。というのもセルビア人が、新生ユーゴスラヴィアで集権的な体制を志向していたのに対して、クロアチア人は、そこに大セルビア主義の再来を嗅ぎとり、終始一貫反対の姿勢を崩さなかったからである。この対立はユーゴスラヴィアの政治の基本構造をなすものであり、クロアチアの政治家の議会内での暗殺とその後の政治的混乱、さらにはそれを收拾せんとした君主独裁の背景をなすものである。しかもこの国王がクロアチアの分離独立を主張する過激派に

マルセイユで暗殺された後もなお、クロアチア問題は依然としてユーゴスラヴィアの内政の最大の問題であり続けた。⁽⁹⁶⁾

はたして第二次大戦のさなかに、ナチス・ドイツがこの地を侵略した際、クロアチアがナチス・ドイツの占領政策に加担し、クロアチアの親衛隊ウスタシャが、ナチスも驚くほどの蛮行と虐殺をセルビア人に加えたこと⁽⁹⁷⁾に、これら両民族の対立の根深さが如実に現れている。それに加えてこれらの新生国家は、チェコスロヴァキアを例外としていずれも抑圧的な政治体制をとっており、しかもチェコスロヴァキアも、将来、スロヴァキア人——彼らは文化的に遅れた民族とみなされており、それゆえに独立後スロヴァキア地域に派遣されたチェコ人行政官の彼らに対する態度は横柄なものであった⁽⁹⁸⁾——に自治を与えるとの約束を結局のところ履行しなかった。またハンガリーやポーランドは新たに引かれた国境線に不満で、おりあらば国境線を引き直そうと虎視眈々と窺っていたとするならば、その意味するところはおのずからあきらかであろう。それは、マツィーニの主張にもかかわらず、国民への主権の移譲が必ずしも平和を保障しなかったこと、これである。同様に、ミルと共に、たとえ異民族支配の打破が代議制を有効たらしめる前提と認めたところで、同質的な国民が形成されうる地域はきわめて限られたものである。それどころか一九世紀以降におけるこの地の経験は、民族自決、あるいは国民国家なる政治原理が、自由と繁栄を生み出すどころか、逆に多くの混乱をもたらしたことを余すところなく示しているであろう。

「これらの諸国が主張した国民国家としての主権は、その手本となった西欧の国民国家の基礎をなしていた前提——「住民の同質性と土地との強固な結びつき」——を欠いていた。実際のところ『ヨーロッパの民族分布を一瞥すれば東欧では国民国家の原理は実現不可能だ』とすぐに判った筈である。平和条約は国民国家を設立したのではなく一連の小型の多民族国家をつくったにすぎなかった。」……チェコ人が自分たちの国にチェコスロヴァキアという名前を与え

てみたところでスロヴァキア人の組織的妨害を止めさせ得たわけではなく、またセルビア人はクロアチア人とスロヴェニア人の反対を押し切って一九二一年に統一国家を実現させ、その後蜂起したクロアチア農民を血腥いテロルをもって鎮圧している。また国家民族が全人口の三分の二になるかならぬかのポーランドのような国民国家がどんな状態だったかは十分に知られている。……少数民族と構成民族、すなわちヴェルサイユで国家建設を認めらなかったすべての民族の目には、条約は一民族を支配者にし他の民族を奴隷にする恣意的な、あるいは不公平な、あるいは奸策に満ちたゲームの結果と映った。新しい国家民族の目には領土配分がやはり同じように全く恣意的なものと映じたし、彼らはずでにあつた領土紛争に加えて先を争って無数の新しい国境紛争を始めていた」とハンナ・アレントは書いている。

アレントによれば、争いはたんに国家間や国家民族に対する他の構成民族や少数民族の争いに限られるものでなく、互いに隣接する少数民族間にも及んでいた。その際、民族相互間に見られる類似性は、必ずしも平和を保障するものではなかった。むしろスロヴァキア人がチェコ人を、ウクライナ人がポーランド人を、ハンガリー人がスロヴァキア人を、クロアチア人がセルビア人を憎悪するというように、激しい民族的憎悪は互いに最も近い民族間でこそ渦巻いており、諸民族が混住する地域にそって果てしなく広がってゆくこととなつたのである。⁽⁹⁹⁾ いずれにせよこの地における民族自決の原則は決して平和をもたらしはしなかつた。それどころか「国民国家の原理の全ヨーロッパでの実現は、国民国家の信用をさらに落とすという結果をもたらしたにすぎなかつた」⁽¹⁰⁰⁾のである。

それは西欧の国民国家と異質な国家にはかならない。アレントによれば西欧にあつて国民国家の枠組は、それに先行する絶対主義国家ないしそれ以前からゆくりと、時間をかけて形成されてきたものであり、領土内の住民をその民族的帰属にかかわりなく法的に保護するという法治国家の伝統を受け継いで形成されてきたものである。そしてそうした伝統は国民国家の時代となり、「国民による国家の征服」がなされた後もなお、依然としてこれらの国家に影響を及ぼ

していた。というのも——第一次世界大戦以前のこれらの諸国では——民族的出自のいかにかわりなく、法的手続きによって国籍を取得する途が開かれており、そうした人々を軽蔑することはあっても排斥することがなかったからである。

それに対して以上のような継承国家にみられたのは、そうした法治国家の伝統も、それを実現するための制度的な枠組をも持たない国家であり、「国民による国家の征服」が完膚なきまでに実現した国家にほかならない。しかもこの国民を構成する個々の人々が、西欧諸国の人々と異なって移動性に富み、一箇所に定住する度合いが少なかった以上、社会そのものも多分にアモルフな形態をとることとなり、したがってそこで登場してきた国民国家も、西欧の国民国家とは似てもつかぬ国家であったのである⁽¹⁰²⁾。

こうした状況を念頭におくとき、第一次大戦後の混乱期に、保守革命ないしフェルキツシュ・イデオロギーが国民国家に否定的な見解を示し、それが多くの支持を集めたのも、決して不思議でない。それは第一次世界大戦のさなかにドイツが、英仏等の協商国に植民地を奪われたばかりか、大戦中の経済封鎖の結果、中・東欧に経済的に依存せざるをえなくなったがため、かつての「世界政策」^(ツェルテホポリチク)に代わって復活してきた「東方への衝動」^(ドランゲンナハオステン)の延長線上に登場してきたのである。また中・東欧が戦後に聞かれた混乱と、そこにおけるドイツ人が戦後の継承国家によってなされた同化政策の結果蒙った苦境も大きくあざかってきた⁽¹⁰³⁾。たとえばこの派の論客エドガール・ユングが、民族自決を目して「大きな、文化的に高い位置にある諸民族にだけでなく、極小民族や半端な教養しかない、あるいはまったく教養のない諸民族にさえ自決権を保障するという要求」と断罪したとき、念頭におかれていたのは民族自決がもたらした以上のような破壊的な結果である。それゆえに必要なのは、一民族一国家という原則を避け、国家を超えたより大きな政治体^(ツァイム)に樹立することであり、その中で諸民族の自律性を可能な限り保障することによって「民族連合主義」^(ヴェルキンシャーヴェンゲリスム)とも言うべき

国家体制をうちたてることである。それは傘下のすべての民族に政治的、文化的な民族基本権を保障した上で、またまった居住地を持つ主要民族には自己の国家を形成することを許容し、そうした複数の国家からなる国家共同体を構想せんとしたものである。その際、ユングの脳裡には過ぎし日の「神聖ローマ帝国」の栄光がよぎっていた。それはすでに指摘した、帝権の側から見た帝国像であり、傘下に多数の領邦の存在を認め、強まりゆく領邦の多元主義にもかかわらず、「普遍的正義」の体现者としての皇帝がそれらを束ね、この地方一帯に平和と繁栄を確保した体制にほかならない。つまりユングの構想は、大戦後のこの地域を蝕んだ諸国家間、諸民族間の抗争を目の当たりにして、過ぎし日の帝国を、いうならば理想化した形で復活せんとしたものである。⁽¹⁶⁾しかしその際、そのイニシアチブはドイツ人に委ねられており、深い精神的資質を備え、知性と魂のいずれの点でも最も優れた民族であるドイツ人こそが新たなライヒで指導的な役割を担うものと位置づけられていた。⁽¹⁶⁾

この意味でユングの構想はかつての神聖ローマ帝国を現代に甦らせようとしていたものの、依然としてそこではナシヨナリズムが大きな役割を演じている。またそこにはウエストファリア体制以降、ヨーロッパの重心が決定的に西欧へと移動したという状況に終止符を打ち、主導権を中欧へと取り戻さんとする意図も息づいている。しかも中・東欧に超国家的な帝国を樹立せんとする構想は、周知のようにナチズムのもとで、粗雑な人種論に基礎づけられて世界征服のイデオロギーへと仕立て上げられることとなったのである。それは中・東欧に取り残されたドイツ人をドイツ帝国Ⅱ第三帝国のもとに統合することであり、さらに出生過剰なドイツ人を広大なロシアに入植させることによってゲルマン的Ⅱアーリア的世界の再生を計らんとするものである。⁽¹⁷⁾

その際、こうした「東方への衝動」が現実のものとなるにあたって「継承国家」の状況が、無視し得ぬ役割を演じていた。周知のようにヒトラーの侵略はズデーテン地方の割譲に端を発するものであるが、それはこの地のドイツ人自身

の反チェコスロヴァキア感情⁽¹⁰⁸⁾とそれに対する国際社会の理解を計算にいられてなされたものである。またヒトラーの次なる目標となったポーランドにあつても、ダンツィヒの帰属、回廊地帯に加えてドイツとの国境近くのシレジアに取り残されたドイツ人の保護⁽¹⁰⁹⁾が、その恰好の口実となつている。同様にチェコスロヴァキアの最終的な解体も、スロヴァキア人の自治要求に呼応する形でなされたものである⁽¹¹⁰⁾。そればかりかヒトラーが侵略の触手を東に向け、東方にやすやすとその勢力圏を拡大していったのも、この地の継承国家がいずれも弱体で、そこに権力の真空状態が存在していたがためであつたといえよう。

いずれにせよフェルキツシュ・イデオロギーと同様、ナチス・ドイツの運動が、たしかに第一次大戦後のドイツの窮状とその満たされざる権力感情に発しており、しかもヒトラーの最終目的がソ連のボルシェヴィキ政権の打倒にあつたものの、それが実行されるにあつては以上のような中・東欧の状況が決定的な役割を演じていた。この意味で「ウエストファリア条約と同様、ベルサイユ条約は、強力な国の東部国境に、守りようのない小さな諸国家の一集団をつくり出した。しかしウエストファリア条約との違いは、ウエストファリア条約の際にはこのような状況が意図的につくられたが、ベルサイユ条約では全くその逆だつたことである⁽¹¹¹⁾」とキッシンジャーが書き、そこにこそヒトラーを東方へと誘つた原因を見出していることは示唆的であろう。そしてその結果は、ユダヤ人に対するホロコーストばかりでなく、スラヴ人——彼らは「創造的活動、精神的生産、国家組織ないし共同体形成のどれをとつても無能⁽¹¹²⁾」で「せいぜい五百までの単純な計算、名前を書くこと⁽¹¹³⁾」しかできない人種と位置づけられていた——に対する苛酷な支配へと帰結し、地獄絵さながらの状態が出現してくることとなつたのである。

「ソ連では」男女を問わず、人びとは市場や教会でいきなり捕らえられ、また家族に別れを告げることもできずに家から引きずりだされかねない状況だつた。動員の要求に応じられない家々が、さらには村全体が焼き払われた。東方占

領の最終段階になると、まだ十歳といういたいけな子供まで連れ去られかねなかった。一九四四年八月には、捕虜を含めてドイツで働く七一〇万の外国人男女労働者のうち半数以上がソ連（二四〇万人）とポーランド（一四〇万人）の出身だった。ドイツでの扱いは、捕虜と同じく人種主義的なものだった。東方出身の労働者の食糧、収容施設、医療は、フランスをはじめとする西欧の労働者のそれよりもずっとひどかった。ドイツ人のために働いているときでも、劣等人種は劣悪な待遇に耐えられると見なされていたのだ⁽¹⁶⁾とアラン・バロックは書いている。同様に「ポーランド人は、われわれドイツ人労働者とはまったく対照的に、とくに重労働者に生まれついている。われわれドイツ人労働者に対しては、あらゆる手をつくして向上の機会を与えなくてはいけない。ポーランド人についていえば、あの連中が向上するということは問題になるわけがない。いや、それどころか、むしろポーランド国内の生活水準を低くしておいて、それを向上させてはならないくらいである⁽¹⁶⁾」と指令したヒトラーの言葉に忠実に、苛酷な人種差別政策が実施された結果、「通常の行動規範はずたずたにされ、S Sがポーランド人を住みなれた家から追い立て⁽¹⁷⁾」る等、ポーランドでも文明世界と無縁の別世界さながらの状況が出現してくることとなったのである。それは「ゲルマン的帝国」のありのままの姿にほかならない。そこでは劣等人種ゆえに個人的な諸権利がトータルに剥奪されている。しかも優秀人種たるゲルマンIIアリア人のもとにあっても個人的な諸権利が「人種」のなかに解消されていたとするならば、そこにはナシヨナリズムに潜む病理が凝集された形で表現されていたのである。

注

(16) August von Haxthausen (translated from the German by Eleanore L. M. Schmidt), *Studies on the Interior of Russia*, Chicago, 1972, p. 290.

(17) C. A. Macartney, *National States and National Minorities*, New York, 1968 (first published in 1934), p. 58.

- (65) Robert A. Kann, *A History of the Habsburg Empire 1526-1918*, University of California Press, 1974, p. 200, Macartney, *op. cit.*, pp. 70-71.
- (66) John A. Armstrong, *Nations before Nationalism*, Chapel Hill, 1982, p. 84.
- (67) *Ibid.*, p. 83.
- (68) Macartney, *op. cit.*, pp. 72-78, Armstrong, *op. cit.*, pp. 113-120. なおカール・ドイチュは次のように書いている。「大多数の民族が、社会的および地理的孤立、政治的無関心、経済的後進性などのなかに住んでいるとき、彼らの支配者が政府によって必要とされる技術を教えることは、ほとんど絶望的なまでに費用がかかり、また困難であるようだ。より簡単な解決策は、外国から専門家を招き入れることである。例えば、今日でさえ、ケチュア語を話すインディアンを帳簿係の仕事をするように訓練するよりも、スコットランドからベルーのリマへ帳簿係を連れ込むほうが、安上がりである。それと同様、一二一五世紀にかけての東ヨーロッパは、ハンザ都市から商人たちをつれてきたのである。そしてまたすでに九世紀以降、東ヨーロッパはスカンジナビアから一部の兵士および護衛兵を補充したが、そのスカンジナビアで彼らは、バラング騎兵、戦闘員、あるいは地方の支配者として必要となる技術をヴァイキングとして習得していた。その後、一一・一二世紀には時おりドイツから騎士を連れてくるのが便利となった。彼らはいつでも戦えるように鎧で完全武装してやってきて、報酬を払い得るどんな地方の王のためにも働くことをいとわなかった。さらにその後、一三・四世紀には、ボヘミアの君主は採鉱を、その地の住民に教えるよりも安上がりで手っとり早いと思われたために、ドイツ人鉱夫を連れてきた。」Karl Deutsch, *Nationalism and its Alternatives*, New York, 1969, p. 44. 勝村 茂・星野昭吉訳『ナショナリズムとその将来』勁草書房、一九七五年、五〇ページ（なお、訳文は改めた）。
- (69) オットー・ブルンナーは次のように書いている。「ヨーロッパ以前、あるいはヨーロッパの外の文化圏は、真性の代議体制も知らなければ、社会の底辺まで浸透していったヨーロッパ型の行政装置も知らず、多くの場合、広大な領域にまたがる軍事、徴税機構しか存在していなかったが、これらの機構は（部族、都市国家、宗教団体といった）旧来の政治形態を殆ど変化させることなく、存続させることとなった。それに対してヨーロッパの行政国家は、最終的には地方に固有の組織を廃棄し、一体的な国家市民を創造し、それは近代的意味の『国民』となっていた。しかし他面その国民代表は地方権力に依拠した『身分制的』構成が変貌したところから由来するものであり、そこにこそ原初的な国民が、支配的な身分組織という形をとっ

て姿を現していた。かかる身分制的秩序における重要な担い手は、昔から貴族であり、そしてこの貴族は、「ラテン語ではなくて」自国語からなる騎士的・宮廷文化で国民的な精神生活を性格づけることとなった。」Otto Brunner: *Sozialgeschichte Europas im Mittelalter*, Göttingen, 1978, p. 72. ここでブルンナーは貴族の役割を強調しているが、この場合、貴族と他の社会層との間に、言語的、文化的に際立った相違が存在しないことがその前提をなしているであろう。

(70) Armstrong, *op. cit.*, p. 117.

(71) Macartney, *op. cit.*, p. 51.

(72) チェコ語は一七世紀にはボヘミア地方一帯で使用されていたものの、三〇年戦争で当地の上流階層が一掃され、帝国の他の地域の出身者にとって代わられるにつれ、いつしか農民の言語へと後退してゆくこととなった。一八世紀の中頃には三〇年戦争の痛手から立ち直り、この地の人口が増加し、さらにチェコ語を話す人々が社会の中・上層へと上昇してゆくにつれ、文法書が執筆され、辞書が編纂されるに及んで、チェコ語の権利主張はさらなる高まりを見せるようになってきた (Hugh Seton-Watson, *Nations and States: An Enquiry into the Origins of Nations and Politics of Nationalism*, London, 1977, pp. 150-151.)。一方ハンガリーでは、トルコ人との長期にわたる戦争にもかかわらず、マジャール人の政治組織が命脈を保ってきたこともあって、上層階層の間でもマジャール語が書き言葉として使用されつづけていた。そして一八世紀の末に文芸復興運動がおこり、さらに一九世紀の初めに文法書が執筆されるに及んで、マジャール語の使用要求は、さらに高まってゆくこととなったのである (*ibid.*, pp. 158-159)。なおチェコ語の場合もマジャール語の場合もヘルダーが大きな影響を与えていた。

(73) Kann, *op. cit.*, p. 175, リーベン、前掲書、二九七—二九八ページ。

(74) Kann, *op. cit.*, p. 204.

(75) Istvan Deak, *The Lawful Revolution: Louis Kossuth and the Hungarians 1848-1849*, Phoenix Press, 2001, p. 8.

(76) *Ibid.*, p. 43.

(77) ハンガリーは全人口において貴族が占める割合がヨーロッパにおいて最大の国である。しかしその貴族の大半は貧しく、ときには地方や国家に税金を支払う義務を負っていた。もちろん彼らのうちには、怠惰な生活を送り、農奴を収奪するだけしか能のない田舎貴族がいたが、他方では教育を受け、知識人として活動する一方で統治に参画する貴族もあり、かれらがハンガリーの知的、政治的世界の中核を形成していたのである。もちろんそうしたなかで、大貴族が保守派として隠然たる政治力

を有していたことはいうまでもない。 Cf. Deak, *op. cit.*, pp. 4-8.

(78) 例えばハンガリー革命の指導者コシュートは次のように述べている。「真の自由が意味するところは、祖国の住民をば、カーストや特権集団としてではなくて、一つの全体として認識することである。それは国民的自由の福音を言語や宗教の区別なく、すべての人々に拡大してゆくことである。国の統一を保つためには、公的な事務を取り扱う際の言語がマジャール語であることが不可欠である。」 (*ibid.*, p. 122)

(79) *Ibid.*, pp. 120-121. 革命を鎮圧するにあたって決定的な役割を果たしたのが、ハプスブルク帝国軍であって、帝国の要請で介入したロシア軍でもなければ国内の非マジャール人勢力でもない、とイストヴァン・ディークは書いている。しかしそうしなかにあって革命政府に対して各地でゲリラ戦を展開した非マジャール人勢力のなかで、「国境守備隊」からなる軍隊は、戦闘に無気味な影を投げかけていた。というのも「国境守備隊」は好戦性をむき出しにし、各地で掠奪を繰り返すこととなったからである。「われわれの国境守備隊は……恥も外聞もなく掠奪し、盗みを働いた。われわれは〔彼らを〕一日に千回も棍棒で打ち据えたが、なんの効き目もなかった。神ご自身でさえ彼らを止めることができない以上、われわれ将校にはなすすべもなかった。……わたしはこうした掠奪を大変腹立たしく思い、自分を強盗団の首領とみなすようになった」 (*ibid.*, p. 164) と、クロアチア人からなる「国境守備隊」を率いたハプスブルク帝国軍の将校は書いている。それは正規軍とはむろん、一般のゲリラとも異なる異質の軍隊にほかならない。じじつ皇帝の呼びかけに呼応して首都ウィーンへの防衛に向かった彼らは、肝腎の皇帝が首都に不在であることを見届けるや、あたかもトルコ人の村さながらウィーンでも掠奪を働いたことに、この軍隊の性格が端的に現れている (*ibid.*, p. 162)。こうした軍隊に直面して、当然にも農民は激昂し、武器をとって自衛する一方で、はぐれた兵士に襲いかかり、彼らを殺害した。また革命政府軍も「国境守備隊」の捕虜に対しては助命を拒絶した結果、いたる所で凄惨な戦闘が繰り広げられることとなったのである。それは、二〇世紀の末に戦わされた旧ユーゴスラヴィアの内戦を彷彿させるものである。じじつこの内戦に関してすぐれたルポルタージュをしたためたグレニーは、この地における「銃文化」の蔓延を指摘し、いづれの男女も、若いうちから銃の操作に習熟していると報告している(ミィシャ・グレニー、井上 健・大坪孝子訳『ユーゴスラヴィアの崩壊』白水社、一九九四年、二四―二五ページ)。それは二世紀半以前の状況を今に伝えるものであり、この内戦を凄惨なものへと仕立て上げた根因とも目されるべきものである。

(80) Raymond Pearson, *National Minorities in Eastern Europe 1848-1945*, London, 1983, p. 31.

- (81) 詳しくはアーネスト・ゲルナー、加藤 節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店、二〇〇〇年、三二―六五ページを参照。
- (82) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究——中欧多民族国家の解体過程——』岩波書店、一九七七年、一五七ページ。
- (83) こうした過程は、ゲルナー、前掲書、九九―一〇六ページに見事に分析されている。
- (84) 矢田、前掲書、二七三―二七四ページ。
- (85) Seton-Watson, *op. cit.*, pp. 153-154.
- (86) 矢田、前掲書、二二九ページ。
- (87) 同、二七五ページ。
- (88) 南スラヴ人の間でも、知識人を中心として民話の蒐集、辞書の編纂から出発したが、政治的ナショナリズムへと転換してゆく際には、オスマン・トルコ帝国の衰退が密接に関連していた。そもそもセルビアの政治的自立（一八一七年に公国となり、一八七八年に独立）は、ハプスブルク帝国ではなくオスマン・トルコ帝国の衰退に乗じて、ロシアの後押しをうけてこの帝国からかちとったものである。しかしながらオスマン・トルコ帝国の衰退に伴ってハプスブルク帝国がその国境を南に押し出し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを併合した結果、ハプスブルク帝国は南スラヴ人の標的となったのである。Cf. Seton-Watson, *op. cit.*, pp. 131-138.
- (89) A・コバン、柴田卓弘訳『民族国家と民族自決』早稲田大学出版部、一九七六年、二七―二八ページ。もっとも言語はフランス革命に際しても重要な政治問題となっている。というのもフランス王国の「臣民」を、共和国の「市民」へと仕立て上げてゆくには住民の間に生き生きとしたコミュニケーションが不可欠であり、そしてそれは住民が同じ言葉を喋るようになって始めて可能であったからである。また共和国において市民が政治的な主権者として官職につくことが要請されている場合、この官職を誠実にこなすためにもフランス語の知識が不可欠である。「偉大な国民の言語を単一のものにするのができて始めて、全ての市民は困難なく自分たちの意見を交換することができるようになる。かかる試みは、これまでのところいづれの人民も完全になしとげてはいないが、フランス人民にとってなす価値のあるものである。というのもフランス人は社会組織の隅々まで中央集権化されつつあるからであり、したがって単一にして不可分の共和国においては、自由のために唯一かつ不變の言語を使用するように努力すべきだからである。主権を構成するすべての成員は、あらゆる官職に就任することができる

る。彼らは順番に官職につき、そしてその後には農工業の仕事に復帰することが望ましい」と、革命時の言語政策に大きな影響を与えたグレゴワール神父は書き (Kohn, *Peulard to Nation-States*, p. 92)、「一般普通教育の必要性を力説する。それは生き生きとした公共精神を涵養するためには共通の言語が不可欠であるとする機能主義的立場から共通言語の必要性を強調するものである。もっとも時代とともにフランス語教育の必要性はこうした機能主義的なものから、次第にフランス語そのものに内在する価値へと、その重心を移してゆき、フランス語こそが世界でもっとも明晰で、世界に冠たるフランス文化ないし文明の基軸をなすものと捉えられるようになってきた。このようにフランス語は、フランス国民を形成する不可欠の一要素となったものの、しかしこうしたフランス人の態度と中・東欧のナショナリストの主張の間には質的な相違が存在した。というのも言語は普遍的な価値を有する——と主張された——フランス文化の一要素であり、フランス文化の受容とともに言語的な同化の道も開かれていたのに対して、中・東欧の場合、言語は自己固有の民族文化的伝統の核心をなすと同時に民族的な帰属を決める決定的なメルクマールとされてきたからである。換言すれば言語的な同化がフランスの場合、フランス文化の普遍性を表すものとして認めないし歓迎されていたのに対して、中・東欧の場合に消極的な態度がとられてきた以上、言語はより尖鋭な政治的問題となったのである。

- (90) 唐渡晃弘『国民主権と民族自決——第一次大戦中の言説の変化とフランス——』木鐸社、二〇〇三年、九一—九八、一二六—一三〇ページ。
- (91) Seton-Watson, *op. cit.*, pp. 169-170.
- (92) Maartney, *op. cit.*, pp. 100-101. 但し、傍点は木村。
- (93) Deutsch, *op. cit.*, p. 48. 前掲邦訳、五四ページ。(なお訳文は改めた。)
- (94) Pearson, *op. cit.*, p. 136.
- (95) Hugh Seton-Watson, *Eastern Europe between the Wars 1918-1941*, 3rd and revised ed., New York, 1967 (first published in 1945), pp. 344-345.
- (96) *Ibid.*, pp. 216-241, ステイヴン・クリソルド編、田中一生他訳『ケンブリッジ版 ユーゴスラヴィア史(増補版)』恒星社、一九九五年、一八〇—二二八ページ。
- (97) 同、二二九ページ。

- (98) Seton-Watson, *Nations and States*, p. 173.
- (99) ハナ・アーレント、大島通義・大島かおり訳『全体主義の起源 2 帝国主義』みすず書房、一九七二年、二四一―二四二ページ。
- (100) 同、二三七ページ。
- (101) 同、二四四ページ。
- (102) 同、一七五―一七九ページ。
- (103) “Drang nach Osten” 政策登場をめぐる背景については、Henry Cord Mayer, *Mitteluropa in German Thought and Action 1815-1945*, The Hague, 1955, p. 116ff., ditto, *Drang nach Osten: Fortunes of a Slogan-concept in German Slavic Relations, 1849-1990*, Peter Lang, 1996, p. 77ff.
- (104) 小野清美『保守革命とナチズム——E・J・ユングの思想とワイマル末期の政治——』名古屋大学出版会、二〇〇四年、一六一ページ。
- (105) 同、一四〇―一七八ページ参照。なお付言すれば、以上のようなユングの思想には、一九世紀にドイツ統一をめぐる様々な思想潮流が互いに覇を競い合っていた際、プロイセンによる統一を避け、領邦国家を維持しつつ緩やかな君主連合を構想し、それをヨーロッパ全土の拡大していこうとする構想が影響を与えていた。この構想に関しては、フリードリッヒ・マイネッケ、矢田俊隆訳『世界市民主義と国民国家——ドイツ国民国家発生の研究——』I、岩波書店、一九六八年、第一〇章（二四一―二九七ページ）に詳細に論じられている。なおcf., Dieter Langewiesche, *Nation, Nationalismus, Nationalstaat in Deutschland und Europa*, München, 2000, pp. 55-59.
- (106) 小野、前掲書、四九―五〇ページ。
- (107) フランク・ロタール・クロル、小野清美・原田一美訳『ナチズムの歴史思想——現代政治の理論と実践——』柏書房、二〇〇六年、七七―九七ページ。
- (108) Cf., Seton-Watson, *Eastern Europe between the Wars*, pp. 279-282. アラン・バロック、大西尹明訳『アドルフ・ヒトラー』II、みすず書房、一九六〇年、六四―七四ページ。当地のドイツ人は、パリ講和会議で当地がチェコスロヴァキアに帰属することと決定されて以後、強い反政府感情を抱いていたが、そうした感情は次第に緩和されることとなった。しかしドイツでヒト

- ラーが権力を掌握後、この地にもナチス・イデオロギーが浸透するにつれ急速に悪化してゆくこととなったのである。
- (109) シレジアのドイツ人のドイツへの帰属要求は、シュトレーゼマンによってもなされていたことは、ドイツの不満がいかに深いものであったかを如実に示すものである。 Cf. Seton-Watson, *Eastern Europe between the Wars*, pp. 278-279.
- (110) もっともスロヴァキア人は独立を主張していたが、右派を除いてナチスとの繋がりはなかった。ヒトラーのプラハ侵攻Ⅱチエコスロヴァキア解体に際してスロヴァキア人の要請が、主たる要因となっていたが、この要請は多分にヒトラーによって強要されたものである。アラン・バロック、鈴木主税訳『対比列伝 ヒトラーとスターリン』第二卷、草思社、二〇〇三年、四二八―四三〇ページ、同『アドルフ・ヒトラー』Ⅱ、九九―一〇四ページ参照。なお、チエコスロヴァキアをめぐる問題は、同、五七―一〇六ページに要領よく描かれている。
- (111) フェルキッシュ・イデオロギーのルーツをさらに遡れば、ビスマルクによるドイツ統一が、国民的支持を欠いた上からの統一であると論難し、ドイツ民族の真の意志に基づいた国家を構想したことに辿ることができる。そこには民族固有の生命力を強調するドイツ・ロマン派——その鼻祖は言うまでもなくヘルダーである——の影響力が認められるが、その際、ナチス・ドイツの人種論に行き着いたのは、ドイツが宗教的に多様であり、ドイツ語が必ずしもドイツ人だけによって使用されていなかったこと、さらにドイツ人が東欧、ロシアに多数存在していた——その数は三〇〇万とも三五〇万とも言われる——結果、領土もまた民族の基盤となり得なかったことにその原因を認めることができるであろう。参照、フリッツ・スターン、中道寿一訳『文化的絶望の政治——ゲルマン的イデオロギーの台頭に関する研究——』三嶺書房、一九八八年、ジョージ・L・モッセ、植村和秀他訳『フェルキッシュ革命——ドイツ民族主義から反ユダヤ主義へ——』柏書房、一九九八年。
- (112) キッシンジャー、前掲書、四一〇ページ。
- (113) クロル、前掲書、七九ページ。
- (114) 同、一八三ページ。
- (115) バロック『対比列伝 ヒトラーとスターリン』第三卷、九一ページ。
- (116) バロック『アドルフ・ヒトラー』Ⅱ、二八八ページ。
- (117) バロック『対比列伝 ヒトラーとスターリン』第三卷、九七ページ。

このように見てくると、一九三〇年に、中・東欧に発する偏狭なナショナリズム、ファシズムが次第に西欧諸国のお膝元をも侵蝕してゆくのを目撃してオルテガがなした考察は、示唆的な意味合いを帯びている。オルテガによれば、法外な力を手に入れた現代という時代は、いかなる過去にもまさる時代と人々が自覚し、まさにそれゆえに過去からなにも学ぶべきものがないと錯覚する時代にほかならない。したがって政治の世界においても、これまで積み重ねられてきた政治制度や叡智を一切無視するようになったばかりか、言語や人種といった非政治的事象に支配されるようになってきた。じじつヨーロッパでは人々が有り余る力を持ちながら、その使い道を知らず、時々の状況の赴くままに利他的な楽しみとうつつをぬかず一方で、狂信的なナショナリズムに狂奔しているが、その根因は、以上のような状況に見出されるべきものである。また時代とともに経済力が増大したにもかかわらず、ヨーロッパがあまりにも多数の国家に細分化されている結果、ヨーロッパからそれ本来の活力と使命感が奪われてゆくとき、そうした傾向によりいっそうの拍車がかかることとなったのである。

したがってヨーロッパの再生は、既存の国家の枠組みを超えた超国家的な組織^{II}ヨーロッパ共同体を樹立することにあるが、それにあたってはヨーロッパ本来の政治的伝統にたち還ることが力説されていた。というのもギリシア人がポリス、すなわち政治共同体を建設せんとしたとき、そこには家族や種族といった自然的な絆を超えて、ポリスを構成せんとする意識が明瞭に見えてとることができたからである。「都市は超・住居、つまり、家あるいは人間以下の動物の巢の超克であり、家族的な家 (oikos) よりもより抽象的でより高度な集合体である。それは男女によって構成されているのではなく、市民によって構成されているレプブリカ (古代ローマの都市国家) であり、ポリティア (古代ギリシヤ

の都市国家)であった。ここに、より動物に近い原始状態にもはや還元しえない新しい次元が人間存在の前に開かれたのである。その新天地においてかつてはただの人間にすぎなかった者たちがその最善をつくすことになる。このようにして都市は、やがて国家ステイトとなるのである」⁽¹⁸⁾とオルテガは、アリストテレスにしたがって書いています。

したがってそもそも国家なるものは、自然的な要素を超越したあらたなる公共空間であり、種族はむろん領土すら超越したものである。そればかりかヨーロッパにはがんらい多種多様な言語が存在していたところが、それが限りある言語へと収斂してきたのも、近代国民国家形成の過程で言語的統一がなされた結果である。そうであるとすれば、言語の違いもまたヨーロッパ統合の決定的障害とはなりえないであろう。

「フランス、スペイン、ドイツなどどれでもよい、いわゆる『近代的な国民』^{ネーション}の発展を顧みした場合、われわれの目にありありと映るものは何であろうか。きわめて簡単明瞭である。つまり、ある時代において国民性の基礎となっていたかに見えたものが後の時代には否定されていることである。最初は国民すなわち部族であり、隣の部族は非・国民である。しかし次の時代には国民はこの二部族から形成され、さらに後になると一地方の全住民となり、間もなく伯爵領、公爵領、あるいは『王国』⁽¹⁹⁾となつている」とオルテガは書いています。

それはそれぞれの言語、方言をもった部族、地方、伯爵領、王国が、それらを超越するなんらかの使命感によって超克されてゆく過程にはかならない。もとより近代国民国家にあって種族、言語、文化といったものは、先行する政治体とくらべて、国家を構成する要素としてより大きな役割を演じてはいる。しかしその一方で、血は混じり合い、言語も時代とともに変遷し、文化もまた変容するとしたならば、それらは必ずしもヨーロッパ統合にとって決定的な障害となりえないであろう。オルテガによればこうした統合は、ヨーロッパに昔日の栄光を回復し、かつてのヨーロッパを駆り立てた使命感を取り戻すために必要なものである。またそれは人々を「大衆」的状况から解放するための不可欠な前提

をもなしている。しかもヨーロッパでは激しい戦争が繰り返されてきたにもかかわらず、依然として共通の文化的伝統が息づいていた。オルテガによればフランス人であれスペイン人であれ、彼らの「内面的な所有物の五分の四はヨーロッパの共有財産」⁽¹²⁾からなるものである。それに対して共有財産、すなわち他のヨーロッパ諸国民から受容してきたものを取り去るとき、その残りのあまりの貧しさにいずれの国民も愕然とするであろう。

いうならばそれは、こんにちのヨーロッパ連合（E U）建設の動きを予言するものであり、ヨーロッパ連合の精神を先取りするものにほかならない。もつともヨーロッパ統合の動きが具体化するのには、ヨーロッパ全土に未曾有の荒廃をもたらした第二次世界大戦を契機としてのことである。「もしもヨーロッパ諸国が統合することに成功すれば、その三億から四億の住民は、共通の遺産が生み出す果実のおかげで、繁栄と栄光、幸福を目の当たりにすることとなり、それらをかざる境界や国境も阻止することはできないであろう」とウィンストン・チャーチルは一九四六年に述べている。

加うるにヨーロッパ統合の背景には、独仏両大国の思惑が交錯してもいた。じじつヨーロッパ統合の第一段階として一九五一年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体（E C S C）は、自国の産業のために良質の石炭を確保すると同時に、もはや不可避となった西ドイツの再軍備をコントロールせんとするフランス側の思惑と、欧州石炭鉄鋼共同体への加盟を足場に国際社会への復帰を遂げようとするドイツ側の思惑との合作の所産にほかならない。また昨今のヨーロッパ連合が志向するところも、唯一の超大国アメリカと台頭著しい東アジアに対抗して、ヨーロッパの政治的、経済的プレゼンスを回復せんとすることにあるといえよう。⁽¹²⁾

換言すればヨーロッパ統合の動きは、ヨーロッパの政治的凋落をくい止め、めざましく発展する今日の経済状況に応えんとするものである。この意味でこうした動きは伝統的な政治的、経済的考慮に支配されたものであったが、しかし

ドイツとフランスとが鉄鋼という当時の重要な戦略産業で協力することによって積年の恨みに終止符を打ったことに端的に示されるように、そこには新しい動きも息づいていた。それは主権国家が相対峙してきた従来の状況を克服し、ヨーロッパ共通の利益を追求せんとするものである。また共同体建設に際してベルギーを中心とするベネルクス諸国がそもそも始めから積極的に加担してもいた。それは二度の大戦に際して、独仏両大国の狭間で辛酸をなめてきたこれらの諸国の苦い経験に発すると同時に、経済的な相互依存が加速する戦後のヨーロッパにあって、経済的な相互依存が政治的な従属へと至りつくことに對する歯止めを、統合ヨーロッパに見出さんとする動機に発するものである。したがってここでもすぐれて現実的な打算が介在していたが、にもかかわらずこれらの小国が少なからぬ役割を演じたことにも新たな動きを見て取ることができるのであろう。

この意味でヨーロッパ連合の枢要な機関がブリュッセルやストラスブールに置かれていることは、決して偶然ではない。それは近代の国制とは異なるこの連合の性格を象的に示すものであり、同時にまたそこにはヨーロッパの自己回復運動としてのこの連合建設の動きの持つ意味合いが象徴的に表現されていた。というのもこれらの地域は、主権国家に分裂する以前の中世ヨーロッパにあって、繁栄を謳歌したベルト地帯の一角に位置していたからである。それは北イタリアからアルプスを越えて北海、バルト海へと至るベルト地帯であり、ブルージュやアントワープ、ミラノやベニスといった商業都市、都市国家、さらには一連の教会領や公国が折り重なるように存在した地域にほかならない。それに対して近代の主権国家は、こうしたベルト地帯の周辺部に姿を現してきたものである。換言すればパリやロンドン、さらにマドリードは、これらのベルト地帯の西側に、さらに——時代が下るが——ベルリンと（そしてウィーン）も東側に位置していた都市であり、こうした都市を中心として広大な領域を支配する近代国家が建設されることとなったのも、それを阻む以上のような群小の権力体が存在していなかったがためである。^(四)

しかもこうした商業ベルト地帯が神聖ローマ帝国の中枢部を構成していたとするならば、そこにヨーロッパの国制史を貫く基本構造が垣間見えてくるであろう。本稿のはじめにも指摘したように、近代の国制がそこに起源する封建制とは、帝国たらんと欲しつつも、たり得なかつた所に登場してきたものであったが、この封建制を起点として近代国家の建設に成功をおさめたのは、中世世界の外延部においてである。⁽²⁴⁾ それに対して昨今のヨーロッパ統合の過程で、これらの中枢部が再び脚光を浴び始めたとき、そこには近代国家とそれらがおりなす国際システムを乗り越えて、ヨーロッパ本来の活力を再興せんとする野心的な試みが象徴的に表現されていたのである。

この点でヨーロッパ統合をめぐるウーリッヒ・ベックとエドガー・グランデの考察は示唆的な意味合いを帯びている。ベックとグランデによれば、およそ帝国なるものは、近代国家と異なつてその境界線を必ずしも明確に確定し得ず、さらにまた支配領域を等質的に支配するのではなく、その配下に多くの自治的ないし(半)独立的な領域の存在を許容するものである。この意味で帝国支配は凝集的ではなくて粗放的と特徴づけられるものであったが、さらにヨーロッパ連合にあつては、その構成メンバーの国家主権を認めると同時に、統合の度合いも必ずしも一様ではなかつた。それは参加国の意図に従つて、ユーロ・ゾーンのように高度に統合された地域から、農業、企業競争、工業、技術、地域政策、環境行政の分野で協力する地域、さらに内政や司法、外交、防衛の分野で、独自の政策を追求する権利を強く留保せんとしている地域に大別しうるものである。⁽²⁵⁾ したがつてヨーロッパ連合は、歴代の帝国と比較しても、よりルーズな統治組織である。さらにそこでは加盟国の福祉を最大限尊重せんとする考慮がなされていた。じつとヨーロッパ連合にあつては帝国の中心による周辺の収奪がなされるのではなく、むしろ富は中心から周辺へと流れていっている。⁽²⁶⁾ この点でヨーロッパ連合は歴代の帝国と異質なものであったが、にもかかわらずこの組織もヨーロッパ的な価値ないし文明に基礎を置く点で、歴代の帝国と共通する特徴を有していたのである。

いづれにせよそこには、皇帝ないし教皇が体现する普遍的正義のもとにヨーロッパに統一と平和を樹立せんとした神聖ローマ帝国の遺産が色濃く投影されている。この意味でヨーロッパ連合も、第三帝国と同様、過去の事例からインスピレーションを得ていたものの、しかし第三帝国が帝国を徹頭徹尾、権力の体系として理解したのに対して、ヨーロッパ連合はそれを理念の体系として受容した。また第三帝国がドイツゲルマン民族を支配民族と規定し、帝国をドイツ民族国家の拡大として、民族さらには人種をもとに基礎づけようとしたのに対して、ヨーロッパ連合は人種はむろん、民族からも政治的正当化機能を剥奪せんとしていたのである。

「新たな超国家的な支配組織へのヨーロッパ諸国民の統合は、政治支配の多民族的な形態へと必然的に導かれてゆかねばならない。国民国家という伝来のモデルに依拠して統一せんとする試みは失敗を運命づけられている。……ウエストファリアの平和において一六世紀と一七世紀の宗教的色彩を帯びた内乱が、国家主権を承認し、宗教と国家とを分離することによって終止符を打たれたように、二〇世紀の世界戦争に対しては、民族と国家とを分離することによって、対抗措置を講ずることができるし、これこそがこのコスモポリタンの帝国の指導的な前提をなすものである。宗教的に中立的な国家が様々な宗派を許容したように、コスモポリタンのヨーロッパは、立憲的な寛容に依拠して、エスニック的、民族的、宗教的、政治的なアイデンティティと文化とが国境を越えて共存することを保証しなければならない」とベックとグランデは書いている。この意味でヨーロッパ連合とは、オルテガが強調したように、家族や種族といった自然的な紐帯を超越して政治体⁽⁸⁶⁾を構成せんとしたアリストテレスの伝統にたつものである。さらに政治権力を後ろ盾とした強制的な一元化ではなくて、伝統や文化の多様性を承認することにこそヨーロッパ本来の伝統を見出さんとする立場を、改めて鮮明にうち出したものである。そればかりか統合がさらに進展し、統一的な政治的支配権のもとに多民族が共存するとき、そこにも自由を涵養する不可欠な条件が存在するであろう。というのも民族ごとに生活慣習

が異なる以上、万人に共通する政治的領域を越えて権力が社会・文化的領域へと侵入してくるのを阻止する契機がそこにはビルトインされているからである。⁽¹²⁾

もっとも現実のヨーロッパ連合は、様々な問題を抱えている。じじつ民族紛争はヨーロッパでも依然大きな問題であり、しかもそこには民族なるものの本質が投影されていた。というのも『ネイション』という概念が『ネイション・ステート』という一見固い殻からひとたび引き抜かれるや、まるで軟体動物のように、まったく形の定まらない形で⁽¹³⁾現れ⁽¹⁴⁾てくることとなるからである。いまだ改めて述べるまでもなく、民族問題を解決したと自他共に任じてきた西欧においてすら、近年分離主義的な運動が頭をもたげてきているが、その一因は、ヨーロッパ統合の動きに伴って、国家の枠組みが弛緩してきたがためである。またオルテガが言うように、言語なるものが時代と共に成長、融合を繰り返してきたことが否定し得ないところで、言語そのものが文法を備えた書き言葉へと「標準化」された昨今では——標準語がいまだ作られず、雑多な方言が混在していたかつての時代と比較して——言語そのものの可塑性も必ずしも高くはない。

それに加えてヨーロッパ統合の拡大と共に、中・東欧から多くの人々が職を求めてやってくるにつれ、そこにも民族間の不和反目を生み出してゆく契機が秘められていた。というのもそうした安い労働力は経営者には好都合であったも、彼らによって働き口を脅かされる人々にとっては、死活的な意味合いを帯びていたからである。そればかりか民族移動が加速している昨今、流入する「異民族」が、自分たちの日頃の不平不満をはらす恰好のスケープゴートに仕立て上げられる可能性も無視することはできないであろう。それは有史以来繰り返されてきた外国人排斥運動の背景にある状況であるが、民族移動が加速するにつれ——恒常的か間歇的かを問わず——いたる所に出現してくる危険を秘めたものである。⁽¹⁵⁾

その一方で、共通の外交・防衛政策をその目標にかかげ、唯一の超大国アメリカに対抗しうるダイナミックな外交を展開しようとしてきたにもかかわらず、現実はそのにはるかに及ばないというのがいつわらざるところであろう。⁽¹³³⁾ しかもそこにもヨーロッパ連合建設につきまとう構造的な問題がビルトインされていた。それは、ヨーロッパ連合が拡大し、加盟国が増加してくるにつれて、その統合に多大のエネルギーを注ぎ込むことを余儀なくされるからである。この意味でヨーロッパ連合は、それがその名に値する汎ヨーロッパ的組織へと成長をとげてゆけばゆくほど、内向きになるというパラドックスを秘めている。したがってこの共同体が、近い将来、アメリカに対抗しうる政治主体として登場してくる可能性は必ずしも大きくはないであろう。

このようにヨーロッパ連合は数々の問題を抱えているものの、しかし他面、これまで有益な貢献をなしてきたことも事実である。例えば人権の保障が連合への加入条件とされているが、この条件は、冷戦終結後の中・東欧で吹き荒れた、血で血を洗う凄惨な民族闘争を沈静化するうえで重要な役割を演じている。⁽¹³⁴⁾ また人々が自国のためならともかく、ヨーロッパのために兵役につこうとせず、⁽¹³⁵⁾ いずれの加盟国も国家主権を譲り渡すことに躊躇しているとはいえ、依然としてそこには加盟国相互間の争いを沈静化させてゆく契機が秘められていた。

それは、首脳を含めて政府関係者が頻繁に往来し、膝をつき合わせて問題の解決に努力しているためでもあるが、より本質的にはヨーロッパ連合という超国家組織の存在そのものに由来するものである。例えばベルリンの壁が崩壊し、突如としてドイツ統一が現実の問題として浮上してきたとき、ソ連ばかりか、イギリス、フランスでも統一ドイツに対する警戒が頭をもたげることとなったが、そうした懸念を払拭したのは、統一ドイツがNATO、さらにはヨーロッパ共同体（EC）の忠実な一員として留まるという確約にほかならない。換言すればそうした超国家組織が存在しなければ、統一ドイツが、ヨーロッパの中原に覇を唱えんとして剥き出しの権力外交を展開していった、かつての悪夢

が甦っていたにちがいない⁽¹³⁶⁾。また地球温暖化が危険水域に達した現在、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいるヨーロッパの努力は、東アジアやアメリカを凌駕するものであり、かつて世界をリードしたヨーロッパを彷彿させるものがある。その反面で、潜在的な成長可能性を秘めた産業を育成するために投資し、そこで獲得された成果を加盟国に均等に享受させんとしてヨーロッパ連合が乗り出しているのは、アメリカや成長著しい東アジアに対抗してヨーロッパの経済的復権をなしとげんとするものである⁽¹³⁷⁾。それに加えて一九八七年に「エラスムス計画」の実施に乗り出し、域内の大で可能な限り自由に学べる機会を加盟国の若者に提供していることも、新しいヨーロッパを担うに足る人材を養成する意味で注目に値するであろう。

これまで指摘してきたように近代国民国家なるものは、旧き帝国支配のなかから登場してきたものであり、数世紀にわたるゆるやかな動きの結果として形成されてきたものである。またこの新しい国家形態は、たしかに西欧では人的エネルギーを糾合する上で威力を発揮したものの、中・東欧では幾多の混乱を引き起こし、当の西欧でもナシヨナリズムは二度の世界大戦の引き金となり、ヨーロッパ全体に未曾有の荒廃をもたらす元凶となっていた。この意味で近代国民国家には光と影が交錯し、そのことが国民国家に対して相反する評価が投げかけられてきた背景をなしている。もとよりヨーロッパ統合は、未だ緒についたばかりであり、それが数々の問題を抱えていることは、周知のことであり、その一端は、右に指摘したとおりである。しかしヨーロッパ連合への加入に対する期待が、非加盟国の間で高まっていることとしん、この共同体の将来の可能性をいかに示すものである。

またヨーロッパ連合内部で加速された人の動きが民族的な対立の背景となつているものの、しかしそれに対抗するかのよう、「地域」を基盤として、民族的な出自にかかわらず、地域でシヴィックな忠誠心を育成せんとする努力もなされてきた。それは主要な民族の言語に加えて地域の少数民族の言語をも、当該地域の教育言語、行政言語として認

めんとする一方、地域が抱える問題を文化の違いをさしおいて、インフラ整備や住宅、雇用、環境等、プラグマティックなレベルで取り上げようとするものである。⁽³⁸⁾もとより上述したように、産業社会が言語的同質性を要請する以上、そこにはなお問題が残されているものの、以上のような政策は、民族的な同化をより長期的な視野で達成せんとするものである。しかも国家ではなくて地域がこのような試みに取り組んでいることは示唆的であろう。

いずれにせよこうしたところに形成されてくるところのシヴィックな忠誠心は、ヨーロッパ連合のグラスルーツをなすものであり、かつての神聖ローマ帝国のもとに存在していた大小無数の公国や領邦に対応するものにほかならない。また地域の活性化、自立化、さらにそれに加えて地域相互間の連合形成を促さんとする試みが、重要な政策課題と位置づけられ、国境を跨いで地域間連合が現実⁽³⁹⁾に形成されてきたのも、国民国家を超越せんとして構想されてきたこの共同体の性格をいかなく示すものである。⁽⁴⁰⁾

しかもヨーロッパ連合に刺激されて他の所、とりわけ東アジアでも共同体建設の機運が近年急速にたかまりつつあるとするならば、この共同体の行く末には世界の帰趨を決する上で無視し得ないものがあるであろう。はたしてそれは国民国家を止揚し、二一世紀にふさわしい新たな国家システムの構築に成功をおさめるのか。それともこの壮大な実験は、当のヨーロッパ連合に対する内的コミットメントを育成することに躓き、民族的な摩擦や紛争に足をすくわれるのか。あるいはこの組織を足場として、ドイツ、あるいは他の大国が、自らの覇権をヨーロッパに確立することに終わるのか。もとよりこうした問いに対する確たる答えを見出すことはむずかしい。にもかかわらずヨーロッパ連合には数々の興味深い問題が宿されているように思われる。いずれにせよこころしはらくの動きには注目すべきものがあるであろう。

- (118) オルテガ・イ・ガゼ、神吉敬三訳『大衆の反逆』ちくま学芸文庫、一九九五年、二一九ページ。
- (119) 同、二三五―二三六ページ。
- (120) 同、二五七―二五八ページ。
- (121) Ariane Chebel D'Appollonia, "European Nationalism and European Union", in Anthony Pagden ed., *The Idea of Europe: From Antiquity to the European Union*, Cambridge University Press, 2002, p. 178.
- (122) こうした問題を扱った書物は枚挙にいとまがないであろうが、さしあたって中村健吾『欧州統合と近代国家の変容——EUの多次的ネットワーク・ガバナンス——』昭和堂、二〇〇五年、第一章を参照。
- (123) Cf., Peter Flora ed., *State Formation, Nation-Building, and Mass Politics in Europe: Theory of Stein Rokkan*, Oxford University Press, 1999, pp. 145-147. Stein Rokkan and Derek Urwin, *Economy, Territory, Identity: Politics of West European Perspective*, London, 1983, pp. 6-30. なお梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ——EC・国家・民族——』岩波新書、一九九三年、二四―二七ページも参照。
- (124) ヴェルナー・ケーギは、プロイセンを念頭に置きつつ、以下のように書いている。「国民的統一の成就には、いろんな場合、一つの国土の中で、まさに最も思想ゆたかな最古の文化的領域が刺激をあたえたのでは決してなくて、もっとも若く、もっとも貧弱な地盤に発生した一つの中心点からその原動力が来た。その中心点の住民は絶えざる活動習慣のうちに、好戦的・辺境根性で、昔から最小限度の単純思想に甘んじ、自己の存立を戦闘的に確保したのであった。」ヴェルナー・ケーギ、坂井直芳訳『小国家の理念——歴史的省察——』中央公論社、一九七九年、一七ページ。
- (125) Ulrich Beck und Edgar Grande, *Das kosmopolitische Europa: Gesellschaft und Politik in der Zweiten Moderne*, Suhrkamp, 2004, p. 101.
- (126) *Ibid.*, p. 117.
- (127) *Ibid.*, pp. 103-104. なお、ヘックとグランデの議論は、中村健吾氏によって詳細に紹介されている。中村、前掲書、三四八―三六六ページ参照。
- (128) Anthony Pagden, "Introduction", Pagden, ed., *op. cit.*, pp. 17-18.

- (129) 多民族構成にこそ自由の源泉を見出さんとする見解は、ミルの同時代人アクトン卿の議論の核心をなすものである。アクトンによれば、社会的領域への権力の侵入の阻止の他、多民族間に働くチェック・アンド・バランスにも権力抑制の契機が認められている。それに加えてアクトンは、民族間の交流の文化的な効用をも認めていた。それは文化的に低い民族をば高い民族との交流を通じて向上させてゆくことであり、老いた民族に若い民族の息吹を吹き込むことによって若返らせることであり、絶対主義に起因する墮落化作用、民主主義が育む分裂化作用を、より強くて廉直な民族との交流を通じて矯正することである。 Cf., Lord Acton, *The History of Freedom and other Essays*, London, 1907, pp. 285-291.
- (130) E・J・ホブズボーム、浜林正夫他訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店、二〇〇一年、二四四ページ。
- (131) こうした問題に関して筆者はかつて論じたことがある。参照「ナショナリズム／エスノ・ナショナリズム考」、『座大法學』四〇巻三・四号、二〇〇七年。
- (132) この点で、以下のようなホブズボームの指摘は示唆的である。「もし悪巧みをする外国人がいないのであれば、彼らを作り出す必要がある。しかし千年紀の終わりにあたって、彼らが作り出される必要性はほとんどない。かれらは公共への危険、汚染の源泉として、私たちの町の中のいたるところに存在し、容易に識別できる存在であり、私たちの境界線と制御を超えたいたるところにいるが、私たちに對して嫌悪感を示し、陰謀を企んでいる存在である。」(ホブズボーム、前掲書、二二五ページ)。
- (133) Cf., William Pfaff, *The Wrath of Nations: Civilization and the Furies of Nationalism*, Simon & Schuster, 1994, pp. 205-231.
- (134) その具体的な事例として、参照 石田信一「クロアチア——民族と国家の相克——」羽場久混子、小森田秋夫、田中素香編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店、二〇〇六年、三一三—三二八ページ。
- (135) David Miller, *On Nationality*, Oxford University Press, 1995, pp. 160-162.
- (136) Cf., G. John Ikenberry, *After Victory: Institutions, Strategic Restraint and the Rebuilding of Order after Major Wars*, Princeton University Press, 2001, pp. 223-233.
- (137) 中村、前掲書、二二—二三ページ。
- (138) 宮島 喬「統合の深化と地域・民族問題——東欧への拡大を踏まえて——」宮島 喬、羽場久混子編『ヨーロッパ統合のゆくえ——民族・地域・国家——』人文書院、二〇〇一年、八八—九一ページ。

(139) 原 聖「地域的言語文化の新たな広がり」、宮島、羽場編、前掲書、一六七―一六九ページ。こうした地域間連合は、独仏国境を跨いでライン地域でまず結成され、さらにその後、アルプス地域、大西洋沿岸地域、西地中海地域で地方公共団体に よって結成されてくる。

(140) D'Appollonia, "European Nationalism and European Union", in Pagden ed., *op. cit.*, pp. 185-186.